

独占禁止法基本問題懇談会  
第 32 回議事録

内閣府大臣官房

独占禁止法基本問題検討室

**塩野座長** それでは時間がまいりましたので、ただいまから 32 回独占禁止法基本問題懇談会を開催させていただきます。

本日は、御案内しておりますように報告書（素案）について議論をしていただくということになるかと思えますけれども、その前に事務局からの報告と、それから公正取引委員会から改正独占禁止法の現時点の施行状況の報告をいただくことにしたいと思っております。

それでは、まず事務局から御説明をお願いいたします。

**土肥原室長** それでは、資料の確認と御報告をさせていただきます。

まず資料の方でございますが、お手元の資料 1 は公正取引委員会から御報告を今日していただく施行状況等の資料でございます。

資料 2 が今、座長からもございました報告書の素案ということでございます。

参考資料といたしまして、各委員の意見書というところで村上委員、石井委員から提出いただいております。

それから、別途参考資料でございますが、「価格カルテルに対する金銭的不利益処分に係る比較」ということで、これは以前第 30 回会合で参考資料として配布したものでございますが、村上委員からの要請ということで配布させていただいております。

それからもう一つ、伊従弁護士の論文でございますが、これは第 5 回懇談会でヒアリングをさせていただいた方でございますが、村田委員、諸石委員からの要請ということで配布させていただいております。

以上が資料の確認でございますが、よろしいでしょうか。

続きまして御報告ということでございまして、自民党の独占禁止法調査会の状況ということで御報告させていただきます。この懇談会でございますが、先ほど座長がお話のように、懇談会の議論が最終的な段階を迎えているということもありまして、各方面の関心も高いということでございます。自由民主党でも、独占禁止法調査会というような調査会がございます。これは保岡衆議院議員が会長でございますけれども、ここでも議論が開始されようとしているところでございます。課徴金等刑事罰の在り方、課徴金の対象となる行為類型、それから審判制度の在り方等、本懇談会での論点についての検討が開始されており、本年度の第 1 回目ということで 5 月 23 日の会合では私からこの懇談会の事務局といたしまして、現段階における本懇談会の検討状況、余り方向性ということについては報告することもなかったのですが、検討状況ということで御報告させていただいたところでございます。

自民党の独占禁止法調査会では今後、本懇談会で意見を伺った団体や本懇談会の論点整理に対して意見を提出された団体、あるいは海外の制度、こういったものを御報告いただいた専門調査員の先生方から、大体週 1 回のペースでヒ

アリングを行うということで検討を進める予定ということをお伺いしております。私どももこの懇談会の事務局として自民党の独禁調のヒアリングに立ち会うということで要請を受けているところがございます、既に経団連や同友会といった経済団体からのヒアリングを行っているところがございます。

また、本懇談会の報告書でございますが、これは取りまとめられた段階、今月末以降ということになろうかと思っておりますが、その段階で内容について報告、説明をしてほしいというような要望を承っているところがございます。

こういう状況でございます、各方面の議論の中でこの懇談会に情報として御報告する方がいいような事項がございましたら、今後適宜お伝えさせていただきたいと思うわけでございますけれども、今日のところは自民党において以上のような検討が開始され、本懇談会の状況について説明させていただいているという状況を御報告申し上げます。

重ね重ねで恐縮でございますけれども、資料管理でございますが、座長からお話がありましたように資料2の報告書は非公開ということで、報告書の最終的な取りまとめまでは事務局においても情報管理を徹底するということは当然でございますが、どうぞ委員におかれましても資料の取扱いについては御留意をお願いしたいと思います。以上でございます。

**塩野座長** それでは、続きまして先ほど申しましたように公正取引委員会からの報告をお願いいたします。実はこの施行状況につきましては、昨年9月にも御報告をいただいております。報告書(案)の作成の段階に入りましたので、最新の状況をお伺いしておくところでございます。局長、よろしく御願いいたします。

**松山局長** 公正取引委員会の松山でございます。それでは、お手元の資料に沿って御説明を申し上げます。

平成17年の改正法でございますが、その背景として1つはカルテル、談合といったものが繰り返されておりましてなかなか後を絶たない状況にあり、厳正な対処が必要であるということで、課徴金の基本的な算定率でございますが、6%であったものを10%に引き上げました。それから、違反行為が繰り返して行われた場合には更に50%増して最大15%までというような対応の法改正をしたわけでございます。

それからまた、もう一つ大きな背景といたしまして、大型事案、談合事案等々が数多くあったわけでございますが、そういう審判事件が激増していたということがございます。特に違反審査過程において全面的な否認が繰り返されて違反の立証に非常に時間がかかる、あるいは審判でも長期化をするという事案が数多くございました。証拠収集等についてなかなか困難な状況がありまして、そういうことも背景に、いわば密室の犯罪と呼ばれるカルテル、談合等の取締

りには国際的には常識となっている課徴金減免制度、リーニエンシー制度といったようなものの導入が必要なのではないかと、さらに国税の査察でありますとか証券取引等監視委員会でもすでに用いられております犯則調査権限というものも必要なのではないかとということ等々もございまして、そういったものを導入するという法律改正をしたわけでございます。

それから、審判手続につきましてもやはり事前審判制度の下において非常に長期化しているということ等々がございまして、迅速な処分を可能にするということで審判手続の事後化、勧告手続の廃止といったようなことが行われたわけでございます。

個別についてはこれから御説明申し上げますが、私どもといたしまして今回の改正は非常に大きな効果が上がったのではないかと考えております。具体的な基本の算定率につきましてまだ新しい 10%の算定率が適用された事件がこれまで 1 件しかございませんので、なかなかその評価は難しいと思いますが、リーニエンシー制度の問題、それから犯則調査権限につきましては後ほど御説明いたしますが、非常に大きな効果が上がっているということであろうと思います。

また、審判手続が事後化されたことで迅速な処分が可能になったということによる審判件数の減少ということもございまして、あるいは手続においてもそれなりの適正手続がされた下において迅速な処分が可能になっているということも挙げられるのではないかと考えております。

それでは、資料に沿いまして御説明申し上げます。1 ページ目でございます。課徴金制度の見直しということで、改正法の新しい率が適用された事例として、最近でございますが、先月の 5 月 24 日に 10%の算定率を適用したケイ酸カルシウムのカルテル事件についての課徴金納付命令が行われております。これが初めての適用事例ということでありまして。

平成 14 年度以降の課徴金額、納付対象事業者数等々と合わせてこの資料は書いてございますが、17 年度は非常に額が増えておりますが、これは御案内のとおり橋梁談合事件の課徴金納付命令でありますとか、沖縄の談合事件等の納付命令等が入っているということでございます。

18 年度は 92 億円ということで半減はしておりますが、実はこれは注 2 の方に書いてございますが、旧法に基づく審判手続の開始により失効した納付命令というものが除かれておりまして、実は納付命令を行った段階においてはごみ処理施設の談合事件というものについて 270 億円ほどの課徴金納付命令を行っておりますが、これは審判請求があったということで失効しているのでそれを除いております。

御案内のとおり、このごみ処理施設の談合事件というのは平成 10 年当時の違

反行為についての事件でございますが、審判に非常に時間がかかったということがございまして、旧法下の事件でございますので、違反事実の確定があつてから課徴金の算定に入るといふことで、課徴金納付命令は18年度に行ったわけでありまして、審判請求があつたので失効したといふものでございます。旧法下においてはこのような形で、やはりかなり違反行為の時点から課徴金納付命令の時点までに時間がかかってしまうという制度があつたといふことであります。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目で「課徴金減免制度の適用状況」でございます。平成18年1月から19年3月までという形で、減免の申請件数は105件といふことでございます。18年の1月から3月までの段階で26件といふことでございましたので、18年度1年間では79件、合わせて105件の申請がありました。具体的に課徴金減免制度が適用された事件といふことでございますが、トンネル換気設備工事の談合事件以来、水門工事等々、そこに記載の8件、20社に対して減免制度の適用の事例といふことで記載をさせていただいております。ただ、このうち下から3段目の名古屋市の市営地下鉄に係る談合事件でございますが、これにつきましては刑事告発を行わなかつたといふことでその社名の公表を行ったものでございまして、課徴金納付命令の減免をそのまま行った会社ではございません。

1枚おめくりいただきまして、3ページは「犯則調査権限の運用状況」でございます。平成18年1月の改正法施行後、3件の刑事告発を行っております。し尿処理の談合事件、名古屋市市営地下鉄の事件、それから緑資源機構の談合事件というわけでございます。御案内のとおり、公正取引委員会は独禁法違反での刑事告発は昭和49年に石油のヤミカルテル事件での告発を行つて以来、17年間刑事告発を行つていなかった時代があつたわけでありまして、平成2年に刑事告発を活発化、積極化していくという方針を公表いたしまして、平成3年以降、平成3年はラップフィルムの価格カルテル事件、平成5年に社会保険庁発注のシールの談合事件、平成7年に下水道事業団発注の重電等の談合事件、平成9年に東京都発注水道メーターの談合事件、平成11年にはシェア協定も含む事件でございますが、ダクティル鑄鉄管の談合も含めての事件でございます。それから、平成17年度にやはり防衛庁発注の石油製品に係ります談合事件、平成15年には2回目でございますが、水道メーターの談合事件で刑事告発を行つておりまして、平成3年以降14年間に7件くらい、ペースで言いますと2年に1件くらいの割合で刑事告発を行つていたわけでございます。

それ以降、平成17年に橋梁談合事件で2件の告発を行い、それ以降、改正法施行後は3件といふことで、この2年間に4、5件という形でございまして、従前の2年に1件のペースが年2件程度のペースになっているといふことであ

ります。これも、犯則調査権限の活用による大きな効果であっただろうと思われ  
れます。

行政調査との犯則調査関係のファイアールの問題でございますが、下  
に記載のとおりでございます。組織としての犯則審査部を設け、犯則調査を  
行う職員の指定は犯則調査部門の職員のみ限定を行いまして、行政調査権限  
を行使する審査官には指定しない、という政令や規則の改正・制定をしており  
ます。

また、し尿の談合事件、あるいは緑資源の事件につきましては、当初行政調  
査の方で調査を開始していたものについて犯則調査に切り換えた事件ござい  
ますが、こういったものにつきましても直接行政調査の職員が犯則に切り替え  
ていく、あるいは直接報告をしてしまうということではなしに、委員会が犯則  
調査を開始するかどうかという判断を行いまして、その判断に基づいて犯則調  
査を開始するという組織内の意思決定のスキームをとっているということござ  
います。

1枚おめくりいただきまして4ページでございます。先ほど、刑事告発を行  
った名古屋市の市営地下鉄の事件につきまして、刑事告発を行わなかった社が  
1社あるということの御報告をいたしました。これにつきましても平成 17  
年 10 月の告発方針の中に、課徴金減免制度の導入に伴って最初に減免申請を行  
った事業者に対しては告発を行わないという告発方針に基づいて、告発を行わ  
なかったものが1社あるということでございます。

1枚おめくりいただきまして、5ページは審査手続の見直し等についてござ  
います。被疑事実の告知という形で、立入検査の際に被疑事実の要旨、関係  
法条等を記載した文書の交付をする。あるいは、提出命令対象物件についての  
閲覧・謄写ということで、これを規則で明確化した上で、閲覧・謄写の請求が  
あればすべてそれはさせているという実態でございます。これは以前、御説明  
したとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、6ページで「排除措置命令等の事前手続」の  
関係でございます。これも従前から御説明申し上げているところではございま  
すが、まず事前通知を行いまして意見を述べ証拠を提出する機会の付与という  
ことでございますが、平成 18 年度 1 年間の数字として、通知を行ってから意見  
申述までの期間というのは平均で約 25 日間ということでございます。これは、  
1 社のみ的事案でどう御意見があるかということがわかっている事案につ  
いては 15 日程度というものもございまして、かなり社数が多い、あるいはその  
証拠の説明が求められるというような事案については 30 日とか、それ以上の日  
数をかけてやっているものもございまして、そうした形で、証拠を提出する機会  
を与えているということでございます。

それから、申出があった場合には証拠説明を行っているわけではありますが、違反事実を認定する。それを基礎づけるための必要な証拠の説明をするということで、弁護士同席の上での命令案の説明ということをしております。

沖縄については前回も御説明いたしましたが、国交省発注の水門工事につきましても御請求があった 10 社に対して 6 日間にわたっての事前説明というものを行っているという状況でございます。事業者の秘密等の問題が生じない範囲内で、他の関係人に関しての証拠等も説明をするということをしております。

それから、事前手続において事業者から提出された意見を踏まえた上で排除措置命令、課徴金納付命令を行っているということございまして、事前手続の開始から措置命令までは、平均約 40 日間ということでございます。提出された意見を踏まえて、命令案の名宛人とされている事業者に対して排除措置命令を命じないとした、いわば命令案の変更をした事例というものもございます。こちらは実績ベースでのお話ではありますが、現在進行中の事案につきましても証拠説明等を非常に丁寧に行う。あるいはかなりの期間をかけて行うということを実施しているところでございます。

それから、警告でございますが、警告・公表につきましても事前手続を実施しておりまして、警告・公表前に事前に警告書案を手交して警告内容の説明を行うということを行っております。それから、意見を述べ、証拠を提出する機会も付与をしているという状況でございます。

7 ページ以降は法的措置・警告の 18 年 1 月以降の事件数の一覧でございます。7 ページからちょっと飛んでいただいて 13 ページまで警告事案も含めての資料でございますが、それは後ほど見ていただければと思います。

14 ページまで飛んでいただいて恐縮でございます。14 ページは「審判手続について」ということでございますが、事前手続段階で一定の手続保障・情報開示を行うということで、御案内のとおり事前手続によって具体的に公正取引委員会として違反の立証に必要な証拠の説明を行っているわけであります。そうした面で、争点の特定が従来よりは容易になっているということだろうと思います。従来の勧告制度の下においてはこうした形での証拠説明等は行っておりませんので、そういう面でどういう証拠に基づいてこういう認定が行われたのかということについてはわからない段階で審判開始請求がされていたわけですが、事後化したことによって逆に証拠の説明等は事前に行われているということでもあります。

それから、審判の冒頭段階で被審人側の審判請求の趣旨に対応した形で審査官側が答弁を行うということになりますので、早期に双方の主張がかみ合う形で議論が行われていくという形で審判が進行していくという状況が実現しております。

それから、適正手続の要請に基づいての新審判規則ということでございます。「審判の効率化等」ということでございますが、新法下における審判開始請求事案というのは沖縄の入札談合事件だけでございまして、排除措置命令 103 社を命じたところ、3 社から審判開始請求、それから課徴金納付命令につきましては 72 社中 8 社から審判請求、合計 11 件の審判請求があったわけでありまして、いずれも審判請求書において審判請求の理由が明確化されておりますので、審判の最初の段階において争点が共通している審判の併合ということが行われております。

具体的には、ジョイントベンチャーを含んだ 3 社がそれぞれ審判請求を、その特定物件についての課徴金を対象にすることを争点にする審判という形が中心でございまして、その 3 社、3 社につきましてはそれぞれ排除措置命令と課徴金納付命令の 3 件、これは同じ 3 社でございまして、6 件が 1 件に併合されている。それから、もう一つ別のジョイントベンチャー 3 社につきましても 1 件に併合されている。残り 2 件についてのもものと合わせまして 11 件の審判請求でございまして、併合手続によりまして 4 件の審判ということで併合して審理が進められているところでございます。そういう面で、手続上の効率性や、被審人側としても手続上の負担は軽減しているのではないかと考えております。

1 枚おめくりいただきまして、15 ページは審判官の構成の問題でございまして、御案内のとおり、本年 1 月以降、現在 7 名いる審判官のうち 4 名が法曹資格者ということになっております。それで、現在単独で行われている審判は既に結審済みのものが課徴金審判でございまして 1 件のみあるということでありまして、ほかはすべて合議体の審判で行われていて 96 件でございます。この 96 件のうち、法曹資格者が 1 名含まれているのが 62 件、2 名含まれているのが 34 件という状況でございまして、そういうことで、合議体の審判につきましてはすべて法曹資格者が担当審判官として含まれておりまして、うち 74 件につきましては法曹資格者が審判長として審判指揮をしている状況でございまして。

1 枚おめくりいただきまして、16 ページでございまして、先ほど、改正の理由の一つの大きなものとして審判の激増という状況があったということでございまして、平成 15 年度から 18 年度の旧法下における審判開始の比率でございまして、2、519 社中 443 社ということで、17.6%の審判開始請求があったということでありまして、よく審判が増えているのはすべて課徴金審判が増えているのであって、違反事実の有無について争う審判は余りないのではないかとというような御主張をされるがあるのですが、この数字をごらんいただくとわかりますように、違反事実の排除勧告についての審判開始比率が実は 30.3%あった。それで、課徴金についての審判開始比率は逆に少なくても 6.7%であるということでございます。

こうした状況下であったものが、改正法施行後、18年4月以降につきましては2.2%と490社中11社、先ほどの沖縄は11社でございます、排除措置命令については3社分ということでございます。それから、課徴金納付命令については残りの8社という形でございまして3.5%ということで、かなり激減をしているということだろうと思えますし、また審判の争点も非常に明確になっています。具体的には違反事実そのものを争うというよりは課徴金の対象にするかどうかということについての御主張ということでございます。

1枚おめくりいただきまして17ページでございますが、「排除措置命令と課徴金納付命令の同時化について」ということでございます。新法下での排除措置命令はこれまでに17件行っておりますが、そのうち13件は課徴金の対象の案件であるということで、この13件すべてについて排除措置命令と課徴金納付命令を同時に行っているという状況でございます。

以上が改正法の施行状況の御説明ということでございまして、私どもは先ほど来の繰り返しになりますが、違反の抑止力の強化、あるいは公正取引委員会の執行の実効性の確保という面から、今回の改正法は大変大きな効果が上がっていると感じているという状況でございます。よろしくお願いたします。

**塩野座長** どうもありがとうございました。

今の点について、特に御質問があれば承りたいと思いますが、いかがでございでしょうか。また、事実関係等について、こういう点についてもう少し明らかにしてほしいという点があれば、まだこの懇談会は続いておりますので、公正取引委員会からの御報告をいただくことは可能だと思いますが、今日とにかく聞きたいという点があればどうぞ。

では、村田委員どうぞ。

**村田委員** 談合事件などで検察や警察が取り上げた、例えば去年の和歌山や宮崎の談合事件につきましても、公正取引委員会としては特に審査をしておられないようにお見受けするわけですが、そういう検察や警察が手掛けた談合事件で、特にマスコミが大きく報道している事件に対しての公正取引委員会の対応について御紹介をいただきたいと思えます。

**松山局長** 個別事件に関してでございますので、公正取引委員会が取り上げることになれば取り上げないこともあるということでもあります。御案内のとおり、防衛施設庁発注の談合事件などにつきましては、検察での事件の後に公正取引委員会が行政調査の観点で調査を行っております、間もなく一定の判断を下されることになるだろうと思っております。

ただ、警察あるいは検察で各地区での談合事件等々を取り上げられることは数多くあるわけでありまして、そのすべてについて公正取引委員会が調査を行うということも不可能でありますし、それは案件に応じて、必要性に応じて公

正取引委員会として必要性があるものについては行政調査権限を行使して調査を行うということになるのだろうと思います。具体的な方針があるとか、やるとかやらないとか決めているということではございません。案件に応じてということになると思います。

**村田委員** したがって、どのような場合にその必要性があって公正取引委員会でも措置をされるのか、あるいは、刑法の談合罪、偽計競争入札妨害罪の方で処理をされていれば公正取引委員会としてはその立入りも手掛けないということになるのかの具体的な御判断はどういう形でなされているのかということについてお伺いをしたいということなのですが。

**松山局長** 具体的に何かこういう方針があってということではありませんが、刑法の談合罪で立証できるものの事実関係と、公正取引委員会が取り上げる事件というのは一定の広がりや、あるいはその継続性、ルール、そういったものに基づいて行われているという認定ができるかどうか。そういったようなことも含めて判断をしていくということになるかと思いますが、もちろん社会的な影響や、事件が及ぼすいろいろな要素も勘案してということになると思いますが、何か具体的にこういう数値基準があるとか、そういうもので判断をしているということではないということであります。

**塩野座長** ほかに何かございますか。今日は報告書の案についての御議論をいただくのが中心でございますので、何か特にあればお申出いただければ公正取引委員会に取り次ぐということにしたいと思っております。

それでは、報告書（素案）について御議論をいただきたいと思っております。報告書（素案）はお手元に先日お届けしていると思っておりますが、1から始まりまして順を追って検討の基本的視点と、制度の外観と、本懇談会における検討事項という一種の前書きみたいなものがあり、そして3以降が中身ということになっております。

この1、2の点につきましてはここで改めて御議論をいただくほどのこともないようにも思います。逐次御意見は承っておりますので、やはり懇談会で議論をした方がいいという点があればこちらの方でまた持ち出しますけれども、そうでない場合には、てにをは等について私の方にお任せいただきたいと思っております。

そこで、内容についての御議論をいただきたいと思っておりますので、本日はまずの「違反金制度の在り方」から御議論をいただきたいと思っております。その上で、時間があればの「審判、行政調査手続等の在り方」に入りたいと存じております。

それでは、事務局から報告書（素案）を全部一遍にお願いします。

**東出参事官** では、「報告書（素案）」とタイトルの付いた冊子スタイルの資

料でございます。

1枚めくっていただきますと、委員の方々の名簿、それからヒアリングをした方々の名簿を付けております。

もう1枚めくっていただきまして、右側から1ページということで始まっておりまして、「はじめに」のところでは独占禁止法が経済活動に関する基本法だということ、その役割がますます重要になっていくということ、競争政策の国際的調和が重要である、それから、日本の独占禁止法は国際的にも遜色のないものとしていくことが必要であるということをもまず述べてありまして、そうした状況を踏まえて平成17年に独禁法の改正が行われたということ、その改正の際に、見直し規定が附則に置かれたということを書いてございます。

この懇談会がその見直し規定に基づいてというか、かんがみまして、置かれた懇談会だということ、それから、細田長官、安倍長官、塩崎長官の下で会合を重ねてきたということ、その3長官からそれぞれ御発言をいただくということの経緯を2ページにかけまして述べております。

2ページの真ん中辺りですけれども、昨年7月に論点整理を公表して広く各層の意見を求めたという経緯も触れてございます。

最後に、政府において本報告書を十分に踏まえて、必要となる立法措置、独占禁止法の運用面での対応が図られることを期待するというので「はじめに」を結んでおります。

3ページの「検討の基本的視点」ですけれども、独占禁止法の在り方を検討するに際してはさまざまな視点があって、適切な調和が要請されるということをもまず最初に述べてありまして、具体的な視点は以下のとおりということで挙げてあります。

最初に、十分な抑止力のある措置が必要だということ、実効的な法執行が可能な制度となっていることが重要だということ、手続については公正性・透明性が確保された適正なものであることが必要だということをも述べてございます。

それで、独占禁止法の制度設計とか運用につきましては、適正手続の保障と法執行の実効性確保を適正に調和させることが重要で、それによって信頼されるルールとなることが大事なのだということも触れております。

下の方は新しいところですが、我が国において参考となる税法とか証券取法の関係の制度と比較しながら検討していくことが有益である。それから、外国との比較も大事である、ただし、外国との比較につきましては単に競争法だけ比較するのではなくて、それぞれの国の基本法制の違いも踏まえて検討していくことが必要だということも述べてございます。

4ページ目にまいりまして、「消費者政策との関係」について触れてございます。消費者政策の観点から見れば独占禁止政策、あるいは競争政策がその重要

な一翼を担っている、逆に、消費者政策が独占禁止法の目的の位置付けに資するということですので、両政策を一体的に推進する視点が重要であるということを指摘しております。

5 ページ目にまいりまして、でございます。最初に1のところでは独占禁止法の仕組み、排除措置命令ですとか課徴金納付命令ですとか審判ですとか、いろいろなところの解説を簡単にしております。それから、後ほどの議論に関係します範囲で17年の改正についても触れております。

6 ページ目にまいりまして2の「本懇談会における検討事項」ということで、いろいろな点について御議論いただきましたけれども、先ほどの見直し規定ですとか、衆参両院の附帯決議の趣旨を踏まえて課徴金制度の在り方、審査・審判手続の在り方に関する論点を中心に整理をしたということで、この報告書の構成を以下に概略を記しております。

8 ページにいかせていただきます。は「違反金制度の在り方」ということで、課徴金、違反金の関係をここにひとまとめで整理をしております。

1は「違反金と刑事罰の在り方」で、それぞれの項目につきまして結論的なことを最初に四角で囲って目立たせる形で報告書をまとめるという形式をとっております。

まず「違反金と刑事罰の在り方」につきましては、刑事罰の有効性を活かしつつ、違反金を機動的に賦課するということが抑止の観点から効果的なので、違反金と刑事罰を併存・併科することは適当だと最初に結論を述べております。

順番にいろいろな論点の検討部分を記しておりますけれども、まず(1)の二重処罰の関係につきましては、最高裁の判決で追徴税と罰金の併科についての判決があります。追徴税は制裁的意義を有するわけですがけれども、反社会性ないし反道義性に着目して科される罰金とは性格を異にするので二重処罰に当たらないという判決がありました。

9 ページ目にまいりまして、米国連邦憲法の規定についても参考になるということで、ハドソン事件判決というものの考え方を引用しております。それで、結論的には制裁的效果を有していても少なくとも行為を要件とせず、応報を目的としない措置であれば刑事処罰とは言えない。アメリカの考え方からすると、そういう考え方がとることができると書いてございます。

9 ページの下の方ですけれども、17年の法改正のときに現行の課徴金について行政上の措置という法的性格が変わっていないということを答弁等で説明しているということを並べておりまして、10 ページにまいりまして学説の関係につきましても行政上の措置が刑事処罰に当たるかどうかということは制裁の程度ではなくて制裁の性質によって決まるということ、それから、反社会性、反道徳性に着目してこれに対する制裁として科せられるものかどうかによって区

別するのだということが学説であるという解説がありまして、判例、立法、学説の動向を踏まえて金銭的不利益処分というものを刑事罰と併科しても憲法に禁止する二重処罰には当たらないという理解の下に、立法政策論としてこの問題を考えることとしたという懇談会の結論を書いています。

10 ページの下の方で、(2)で立法政策として併科方式を採るか、一本化方式を採るかということの比較論を述べています。立法政策として行政上の金銭的不利益処分と刑事罰を重複させることは避けるべきではないかという考え方があるということで、それについて検討をしたということ述べています。

11 ページの方ですけれども、その理由としまして欧米では競争違反行為に対して行政上の金銭的不利益処分と刑事罰を併科していないということがある。これに対しまして、欧米諸国でも両方科せないというわけではない、それから、日本の制度でも行政上の金銭的不利益処分と刑事罰が併科されているという仕組みもあるということで、独占禁止法については違反行為を抑止する観点から、より効果的な仕組みを採用すればよいと、基本的な考え方を最初に書いています。

それで、11 ページの真ん中よりちょっと上辺りからですけれども、一本化方式につきまして刑事罰の廃止に見合うだけの違反金の水準の引上げを前提とすれば、刑事罰が科されなかったような事案について、より高額の違反金を課することができる、それから、行政資源の集中により効率化ができるということで、抑止力が高まるのではないかという考え方があるということを紹介しております。

それから、併科を避けて同じ目的が達成されるのであればその方が憲法の関係でもいいのではないかと、あるいは両罰規定という法人処罰の在り方について疑問があるのではないかと指摘があったということにも触れています。

それから、下の方になりますけれども、本懇談会においては現状では併科方式を維持して、違反行為に対しては違反金を賦課することによって機動的に対処しつつ、特に悪質・重大な事案については刑事罰を併せて科するという役割分担とすることが、違反抑止の観点から効果的であるという結論に至ったということ述べています。

12 ページにまいりまして、その理由として、 で2つ示してありますけれども、やはり法人処罰規定が存在することによる違反抑止効果は大きいということ、それから今の時点で法人処罰を廃止しますと独占禁止法に違反することは道義的非難に値する犯罪ではないという誤ったメッセージを発信してしまうことになるのではないかと、2つ目の方は、刑事罰のみでは十分ではないので、行政処分によって迅速・効率的に対処することも必要である。この2つの理由

を挙げております。

12 ページの下の方ですけれども、( 3 ) で併科の場合に調整規定をどうするか。現行では、罰金と課徴金につきまして半額調整の規定があるわけですが、これは立法政策上の判断として設けられた規定であって、二重処罰の懸念を回避するための調整ではないという性格的な結論をまず書いてございまして、懇談会の結論といたしまして両者の金額調整が必ずしも必要ではないということ述べております。

13 ページにまいりまして、大きな 2 の違反金の水準とか算定等につきましては四角の中ですけれども、まず違反金の水準については「違反行為をする動機付けを失わせる」のに十分な水準に設定すべきである。算定方法については、比較的簡明なものとして所定の考慮要素を満たす場合に加減算を行う仕組みとすることが適当だということ最初に結論として挙げてございます。

( 1 ) の「違反金の水準等について」ですけれども、水準の設定につきましては合理的な説明ができることが必要だということ、それから、合理的な説明につきましては「不当利得相当額」以外の要素による合理的な説明を排除するものではないということ最初に述べております。

それから、水準の関係では「違反行為をする動機付けを失わせる」のに十分な水準に設定すべきということで、少なくとも「不当利得相当額」を課すことが不可欠で、「やり得」ですとか「ばれて元々」ということにならないような適正な水準に設定すべきであるということ基本的な考え方を最初に述べております。

それで、17 年改正で算定率が引き上げられたわけですが、この点につきましては E U の「fine」に比べますといろいろ前提条件がございしますが、違反金の水準は依然として低いと見られるという意見があったということ、それに関連して、業種ですとか規模による軽減算定率は合理的な根拠がないのではないかという見解もあったということ 14 ページの方にかけて触れてございます。

これに対しまして、現行の算定率と抑止力については十分である、あるいは算定率を引き上げることについては新しい算定率が適用された事案でも違反が後を絶たないという場合に検討すべきという意見もあったということに触れてございます。

最後に、国際的な比較とか抑止力確保の観点から、算定期間と除斥期間ということについて国際水準との比較を視野に入れるべきということに触れております。

14 ページの下の方ですけれども、( 2 ) で「違反金の算定方法について」でございまして。

アで「基本的な考え方」としましては、考慮要素（加減算要素）をどの程度広範に採用するかということと、公正取引委員会による裁量の余地をどの程度認めるかということが大きな視点になるということを最初に述べてございます。

次に、刑事罰と違反金の役割分担を踏まえると、違反金は抑止力を確保しつつ比較的簡明な制度として関連商品等売上高等に応じて機動的・効率的に納付を命じられるようにすべきと、基本的な考え方を整理しております。

具体的にはということで から までありますけれども、現行課徴金と同様に関連商品等売上高に算定率を乗じた額をベースにして、それを考慮要素とすることによって違反抑止に資するもの、法執行の実効性に確保するものに限定して法執行の予測性とか法執行の負担というものを減らすということで要件を極力明確にする、そういう考慮要素で加減算をするということ、それから、不当な取引制限と支配型の私的独占については義務的賦課ということが適当だということ述べております。

15 ページの真ん中よりちょっと下ですけれども、考慮要素として考えられるものということで3つほど挙げてございます。違反行為の繰り返しを加算要素とすること、それから早期離脱を減算要素とすることにつきましては、要件の明確化が可能で違反抑止に資するということによいのではないかと、それから、主導的役割を果たしていたということを加算要素にすることについては、違反抑止に資するということですが、要件の明確化が必要だということ、の調査協力を減算要素とすることについては、既に公正取引委員会が把握している事実以外の情報を提供することというものを減算要素とすることが法執行の実効性確保に資すると考えられるということ、それから、減免制度と合わせて検討することが必要だということ、16 ページにかけてですけれども、このように整理をしております。

それから、なお書きで法令遵守体制について触れてございます。法令遵守体制の整備というものが推奨されるべきことだということをもまず述べておまして、この関係につきまして法令遵守に努めていたことを減算要素とすべきではないかという考え方も示されたけれども、結論としては、 の理由から減算要素とすることは適当ではないという結論に至ったということ述べております。

理由の方は、違反が起きているにもかかわらず違反金を減額するという形で、公的な誘因を与えてまで推奨することは適当ではないということと、法令遵守体制が実質を伴っていたかどうかということ判断するために法執行コストが膨大になるということや、それから、役割分担との関係で考えると、実質を伴っていたかどうかの判断ということがなじまないということの2つを挙げております。

16 ページの下の方で3でございます。排除型の私的独占と不公正な取引方法を違反金の対象とするどうかにつきましては、まず最初に結論ですけれども、排除型私的独占については違反金の対象とするのが適当である、不公正な取引方法については、違反金の対象とすることの適否ですとか、対象とする場合の行為類型、違反金の算定方法について政策的、技術的見地も踏まえて結論を得ることを期待するというで結論を述べております。

17 ページにまいりまして、まず排除型私的独占ですけれども、違反金の対象とするかどうかにつきましては排除型の私的独占の競争侵害の程度を踏まえると違反金の対象とすることは適当である、不当な取引制限とか、支配型の私的独占とのバランスもとることができるということを最初に述べております。それで、事業活動の萎縮ということについて、そうならないような制度とか運用にすべきだという御意見がありました。これに対しては、そういう問題はないだろうという御意見もありました。これは両方記しております。

真ん中よりちょっと下のところですが、「違反金の賦課の対象について」ということで、排除型私的独占すべてについて違反金を課すことをするかどうかという論点があるということですが、原則違反金を課すべきだという考え方と、それから抑止の必要性ですとか立法政策上の判断で法令上、何らかの限定を設けるということが考えられるという2つ考え方があるということ、それから18 ページにまいりますけれども、そういう法令上の切り分けとは別に違反金の納付を命じるか否かについての裁量を公正取引委員会に与えるということも考えられる、ただ、裁量的賦課をする場合には、不当な取引制限とか支配型私的独占が義務的賦課ですので、義務的賦課と裁量的賦課が併存してしまう、そういうことが説明可能かということについて留意をする必要があるということも述べてございます。

ウですけれども、算定方法につきましては関連商品等売上高に算定率を乗じて得た額というものを基本にするのが適当だということと、その際の算定率を不当な取引制限とか支配型支配独占と同じにするか否かについては、過去の違反事件の実態を踏まえて立法政策として判断すべきということを書いております。

18 ページの真ん中よりちょっと下から「不公正な取引方法」についてです。まず違反金の対象とすること自体についてどうかということですが、これは両論併記になっておりまして、違反金の対象とすることが不適當という立場からは「公正な競争を阻害するおそれ」という予防的な規制なので不適當である、事業活動の萎縮をもたらす、現行の排除措置命令と命令違反に対する罰則ということで、抑止力としては支障を来していない、また、支配型・排除型の私的独占を違反金の対象とすることによって、予防的規制である不公正な取引方法

に対する抑止効果も期待できるということで、不公正な取引方法を違反金の対象とすることは不相当という立場があるということを最初に述べております。

それから、19 ページにまいりまして、これに対して違反金の対象とすべきである、あるいはできる、できないわけではないという立場の御意見もあるということも挙げてあります。その立場につきましては、不公正な取引方法というものについて市場における競争上の弊害が実際に生じることがある、私的独占の予防的規制とは位置付けられない行為類型もある、それから、萎縮効果というところは、そういうことはないのではないかとということも挙げてございます。

あとは、「さらに」というところで、不公正な取引方法につきましては違反行為を迅速かつ適確に排除することは重要なので、ガイドラインとか指定制度の活用によって違反の規制の対象となる行為をより明確化すべきであるという意見もあったということも付け加えてございます。

イですけれども、これは違反金の対象とすることを検討するという場合、不公正な取引方法はどのような行為類型について検討するかということで、仮に違反金の対象とすることを検討する場合でも不公正な取引方法全体を対象とするということではなくて、私的独占の予防的規制とされていない行為類型のうちで抑止の必要性が高いものに限定して考えることが適当だということも最初に述べてありまして、具体的にはぎまんの顧客誘引と優越的地位の濫用につきましては私的独占の予防的規制とは位置付けられていないということ、違反行為者に不当な利得が生じる蓋然性が高いこと、特に優越的地位の濫用については違反行為も多く見られるということで、違反金を賦課することによる抑止の必要性が高いと考えられるとして結んでおります。

「一方」ということで下の方ですけれども、ぎまんの顧客誘引については独禁法違反行為として法的措置がないということがありますので、ぎまんの顧客誘引を違反金の対象とすることの必要性というものが説明できるかという問題があるということ。これについては、19 ページにまいりましてけれども、景品表示法上の不当表示を対象とすればいいのではないかとという考え方もあるが、それについても問題は問題としてあるということも述べてございます。

それからもう一つ、優越的地位の濫用に関しましては、その対象ですとか被害額とかが明確であれば排除措置命令の方で直接返還させてしまう方がいいのではないかとという考え方もあるということも述べてございます。

ウにまいりまして、違反金の算定のやり方とか賦課の方法ですけれども、不公正な取引方法についても合理的な算定方法を定める必要があるということで、例えばということで、違反行為による収益とか増加した売上高を過去のデータから推計して、これを元に算定率を定めることが考えられるということも例示してございます。

それから、抑止の必要性に程度の差がある場合ですとか、立法政策上の判断によりまして、違反金をかけるとか、かけないという類型について法令上何らかの限定をかけること。また、それとは別に違反金の納付を命じるかどうかについて公正取引委員会に裁量を与えるということも考えられるということも挙げております。いろいろありますので、政策的、技術的判断を要するから、これらを踏まえて結論を得ることを期待するということでも最終的には結んでおります。

21 ページにまいりまして「違反金と損害賠償等との関係」につきましては、違反抑止のためにはさまざまな法執行手段があることが効果的で、それぞれの機能を発揮することが期待される。それぞれの措置については趣旨・目的が異なっているので、その間の調整を制度上図る必要はないということも結論として挙げております。

具体的には損害賠償ですとか不当利得返還請求、違約金の請求、指名停止、監督処分、こうしたさまざまな法執行手段があることが効果的で、それぞれの機能を発揮することが期待されるということ、それから、それぞれの措置が趣旨・目的が異なっているので、違反したとか、対象となった事業者が不利益を受ける点においては共通するけれども、それぞれの措置の間で当然に調整が必要だということにはならないと考えられるということも述べております。

最後のところで、違反金の水準を見直す際にはその時点における違約金の水準等々の諸事情を考慮されることになると考えられるけれども、その場合でも主として抑止力確保の観点から検討を行うことになると考えられるということも結んでおります。

22 ページにまいりまして、審判制度の関係です。まず「審判制度の在り方」につきましては、平成 17 年改正で入りました不服審査型審判方式はこれを当面維持することが適当、それから、一定の条件が整った段階で事前審査型審判方式を改めて採用することが適当ということも結論として最初に述べております。

(1) でまず審判制度を残しておくかどうかにつきまして、審判の関係については不服審査型審判方式である現行の方式と、事前審査型審判方式である旧法の方式、それから、審判を設けずに直接地方裁判所に取消訴訟を提起するという方式の 3 つが考えられるということも最初に挙げております。地方裁判所に直接取消訴訟を提起する方式につきましては、公正取引委員会が審査・審判機能を合わせ持つことに対する疑念が払拭できない、早期に司法審査を求めることができるようにした方がよい、それから、早期に執行力の命令を出すことができるということで取消訴訟の関係が出てきているのだということが書かれています。

22 ページの下の方ですけれども、「以下の理由から」ということで審判制度

を設けることが適当との結論に至ったということで、3つ理由を挙げてごさいます。22 から 23 ページにかけてですけれども、最初は独禁法については高度な専門性に基づく執行・判断が求められて、審判による事実認定というものを通じて高度な専門性に基づく執行判断を担保するとともに、早期の紛争解決を図ることができるということ、それから、審判によって審決が出ますけれども、その審決の蓄積を通じて法解釈の形成に果たしてきた役割というものが大きい、その役割がますます増大していきだろろうということ、それから、不服審査型審判方式を採用した場合には処分が適当かどうかということも対象になりますので、より適切な処分が担保されやすくなる、この3つの理由を挙げております。

(2) で「不服審査型審判方式及び事前審査型審判方式の特長」というものを掲げております。不服審査型審判方式につきましては、早期に競争状態が回復できるということと、違反金納付先送りのために審判で争うという誘因が生じないということと、指名停止の時期をコントロールするために審判で争うという誘因が生じないという特長があるということを挙げております。

事前審査型審判方式につきましては24 ページにかけてですけれども、処分時において適正手続がより確保されている、あるいは真相の解明により適しているということ。それから、不服審査型審判方式と比べて審判本来の機能により即しているということの特長として挙げております。

(3) 以降は、それぞれについて検討を加えてごさいます。

まず不服審査型審判方式につきましては、違反行為に対する抑止力を強化すればするほど適正手続の確保の面では十分とは言えないのではないかと、それから、不服審査を担う機関については第三者性が重要であるけれども、公取委が処分をして公取委が審判することになりますので、中立・公正さに欠けるという外観が生じるのではないかとといった問題点があるという指摘があるということをも挙げてありまして、それぞれについて検討を加えてごさいます。

まず適正手続の関係につきましては、不服審査型審判方式の事前手続と事前審判方式を比較してごさいます。事前手続が二者であるのに対して審判は三者による対審だということ、それから、審判が反論・反証の提出を繰り返すことを前提としているのに対して、事前手続は比較的短期間に終わる、証拠開示の面では、審判より事前手続の方が狭いということも挙げております。

これらにつきましては、事前手続を聴聞相当にするとか、事前手続の証拠開示の範囲を審判同様にするという考え方もあるけれどもということですが、25 ページにいきまして、そういうふうにしてしまうと迅速性を重んじる不服審査型審判方式の趣旨に反するとか、手続に重複が生じる、それから、適正手続の確保については事前だけではなくて処分後の審判を含めて全体的に考えればよいということになるので、事前手続は現行のものを維持して不服審査型審判方

式にするか、それとも事前審査型審判方式とするかの選択になるということを述べてございます。

それから、25ページのイですけれども、自ら不服審査を行うということの疑義についてです。そういうことをすると、判断が覆る蓋然性が低下するのではないかという疑義が生じやすく、制度への不信感を助長しやすいという考え方があるということを述べてございます。これにつきましては、法改正の経緯などから勧告と異なる審決が出るのと同じ程度に、排除措置命令と異なる審決が出るのが期待できるという考え方もあるということ、それから、不服審査型審判方式の問題点に対応するために、審判官の第三者性を高めることも考えられるということを挙げております。具体策につきましては - 2 参照ということで参照を述べております。

(4)の事前審査型審判方式についてですけれども、事前審査型審判方式については早期に競争状態を回復できないですとか、違反金の先送りのために審判をするという誘因がある、26ページの方にかかりますが、指名停止を受ける時期をコントロールするために審判で争うという誘因が生じる問題点があるという指摘があるということを最初に述べてありまして、早期の競争状態の回復につきましては、処分の早期化というのは本来審判の迅速化に対応すべき、あるいは実際に公正取引委員会が調査を開始すれば違反行為が中止されることが多いと考えられる、緊急停止命令を活用すればよい、それから、審判継続中であっても必要な措置を命ずることができる制度というものを導入すればよいというような指摘があったということを挙げてあります。

一方ということで、現行の緊急停止命令等々がなかなか十分に機能しないのではないか、それから、不服審査型審判方式を採用した法改正の施行後、早期処分ということと審判の件数が減少という現状や、実務に定着しているということ留意する必要があるのではないかという考え方があるということを指摘してあります。

27ページの方ですが、イの違反金納付先送りのための審判ということにつきましては、不服審査型審判方式を採用した法改正施行後、先ほどと同様ですけれども、早期処分、審判の減少という現状があるという考え方がある一方、実際問題として審判で争うための費用とか金利情勢を考えると、違反金納付先送りのために争うというのは考えにくいのではないかということと両方あるということを記しております。

それで、違反金納付先送りのために審判で争う誘因が生じない仕組みということをつくれればよいのではないかという指摘もあった、これに関連して、現行の不服審査型審判方式の下で課徴金審判になったときに延滞金の利息というものが半分になっていることは適当ではないのではないかという見解もあったと

いうことを記しております。

真ん中よりちょっと下の3つ目ですけれども、指名停止を受ける時期をコントロールするための審判ということにつきましては、現状を前提としますと指名停止を受ける時期をコントロールするために審判で争う誘因が生じない仕組みとすることは不可能であるということを経験的に述べております。この点については、指名停止が独占禁止法上の制度ではないので、審判制度の設計に当たって考慮する必要はないという考え方と、ほかの制度なのでかえって独禁法の執行に悪影響が及ぶ可能性はできるだけ排除すべき、審判対応の負担ということで審査活動に支障を生じて法執行を阻害することは看過できないという考え方の2つがあるということを述べております。

28 ページにいきまして、「(5) 結論」ということで、不服審査型審判方式と事前審査型審判方式を比較検討した結果、次の結論を得たということ、不服審査型審判方式の導入後、現時点までにおいて早期処分、審判の件数の減少ということで一定の成果を上げているということ、導入後1年余りなので、再度制度変更を行う等、実務的な混乱を生じる可能性があるということ、それから、不服審査型審判方式が直ちに憲法の要請する適正手続に反するとも言えないということから、当面現行の不服審査型審判方式を維持することが適当である。

「しかしながら」ということで続けまして、事前審査型審判方式について指摘される問題点の対応として不服審査型審判方式しか選択肢がないとまでは言えない、逆に、不服審査型審判方式に指摘される問題点への対応としては事前審査型審判方式を採用することが最も望ましいということ、それから、もともと審判というものが準司法手続を採用して適正手続を保障して行政過程、裁判過程全体を通してみた場合に、紛争の専門的早期的解決を図るものとして構想されているということを経験的に考えると、不服審査型審判方式を恒久的制度とすることには疑義があるということを経験的に述べてございます。

「したがって」ということで、審判の迅速化ですとか、制度の趣旨に沿わない審判の増加を防止するための措置を講じた上で、入札談合事案に関する実効的予防策の実施状況を踏まえつつ、事前審査型審判方式を改めて採用することが適当ということを経験的に述べてございます。その点につきましては、そうした場合には排除措置と課徴金納付について同時に措置をとることができるようにすること、審判の場合には併合を原則とすることということも付記してございます。

29 ページにまいりまして、「審判に対する信頼性・透明性確保」につきましては、審判官の構成ですとか、審判官作成の審決の取扱い等に関して所要の措置を講ずることが適当ということを経験的に述べておりまして、審判に対する信頼性・透明性を一層高めるべきではないかということから、審判官の構成については

外部から任用される者の数を一定以上とするとか、あるいは審判官の作成の審決案と実質的に異なる審決を行うときにはその理由を説明する、あるいは委員会による審判手続を得てするといった方策が考えられるということを挙げております。

3にまいりまして、審判とか事前手続における証拠開示の在り方につきましては、現行の制度運用を維持することが適当ということで結論にしております。

29ページの箱の下のところですがけれども、証拠開示の在り方については類似した他の制度をも踏まえた検討が必要だということで、行政手続法、民事訴訟の文書提出命令、刑事訴訟の証拠開示のことが書かれていまして、それぞれの考え方というものを解説してございます。

30ページにまいりまして、証拠開示の関係につきましては審査官手持ち証拠を含めた開示が必要なのではないか、行政手続法上の聴聞相当の証拠開示をすべきだという考え方が示されたけれども、以下の理由で現行の運用でも問題はないとの結論に至ったということを述べてございます。

理由としては、3つ挙げてございます。1つは、手持ち資料の開示ということについては企業秘密等に関してすべての関係人との調整を行い、必要に応じてマスキングをするという膨大なコストがかかる、そのような膨大なコストをかけてまで開示する必要があるとまでは言えないということ、それから、行政手続法上の聴聞手続で求められる証拠開示というものと、今、審査官が違反行為の存在等を立証するために提出する証拠というのは大体同じ程度というふうに考えられるということ、ほかの行政手続でもそこまで証拠開示を行っている例はないこと、この3つを挙げてございます。

最後に「なお」ということで、個別の事案に応じて公取委が弾力的な運用を行うことを妨げるものではないということを付記しております。

31ページにまいりまして、「行政調査（審査）手続の在り方」につきましては、基本的に現行制度を維持するということですがけれども、事業者の手続上の保護にも配慮した運用がなされるべきであるということを結論にしております。

31ページの最初のところに、税法の質問検査についての最高裁の判決を引用しまして、行政調査の必要性とか、相手方の私的利益との衡量ということが一般論としても独禁法の行政調査権の行使にも妥当するというようなことを書いてございます。それと、犯則調査につきましてはまだ導入後日が浅いので立ち入った検討を差し控えたということを付記してございます。

具体的には3つございまして、まず供述調書のコピーの提供ということについてです。供述調書についてはコピーを渡しても特段の弊害は考えにくい、事実認識に関する無用の争いを避けることできる、米国、EUでも認められているということでコピーを渡してはどうかという考え方があるということをまず

挙げまして、32 ページにまいりますけれども、これについては以下の理由から現行の制度運用では問題ないということで、4 つ理由を挙げております。

1 つ目は、刑事手続とか他の行政調査でも供述調書のコピー、写しの提供は認められていないということ。

2 つ目は、その写しを提供すると口裏合わせ等によって証拠隠滅を容易にしたり、真相解明の妨げとなる可能性があるということ。

3 つ目は、供述内容が会社に知られることを恐れて従業員等の供述人が真実を供述することに消極的になって、真相解明の妨げとなる可能性があるということ。

4 つ目は、アメリカや E U で供述調書の写しの提供が認められているわけですがけれども、それぞれの国では行政制度ですとか司法制度の在り方全体が異なっているので、供述調書の写しの提供のみを取り出して我が国で採用することには慎重であるべきであるということを挙げてございます。

4 つ目の点につきましては、後ほどの弁護士の同席ですとか、弁護士秘匿特権についても妥当するということで注記をしております。

2 つ目が「供述録取の際の弁護士の同席」の問題ですけれども、供述内容の信用性が争いになることを防ぐことができる、供述録取の透明性を確保できる、米国、E U においても認められるということで認めてはどうかという考え方があるけれども、これも以下の理由から現行の制度運用で問題はないということで2 つ理由を挙げております。

1 つ目が、刑事手続や他の行政手続でも認められていないということ、2 つ目が、会社から依頼された弁護士が同席すると従業員に萎縮効果が生じて真相解明に支障が生じる可能性があるということを挙げております。

33 ページにまいりまして、3 つ目の「弁護士秘匿特権」の点につきましては、弁護士が真実を踏まえて法的助言を行えるようになる、米国、E U でも認められていて、国際的事件において不都合が生じる可能性があるということで認めてはどうかという考え方があるが、これについても現状は導入は適当ではないという結論に至ったということで2 つ理由を挙げております。

これも、1 つ目は刑事手続や他の行政手続で認められていないということ、2 つ目は、弁護士秘匿特権というものが多くの判例の蓄積によって認められて、その範囲の明確化が図られた経緯があるので、これをすぐに日本に取り入れるということはなかなか難しいということの2 つを挙げております。

33 ページの下の方で(4)ですけれども、運用面で配慮することが望ましいということを述べております。例えばということで、犯則調査か間接強制の調査か任意調査かについて誤解が生じないようにということですとか、事前手続については事業者が検討に必要な時間を確保できるよう意見提出の期限を適切

に設定するですとか、命令案の説明を詳細に行う。意見提出で出てきた重要な意見に関しては、これを十分に考慮して命令書の理由提示分を具体的に記載するなどということ为例示しております。

34 ページにまいりまして、警告・公表です。警告・公表については違反行為の抑止の観点から今後とも維持することが適当だけれども、独占禁止法上、警告の主体ですとか、要件等々について規定を整備することが適当だということ を述べております。

警告につきましては、行政指導の一種で独禁法 43 条の規定に基づいて公表しているわけですが、違反行為の未然防止ですとか、相手方となった消費者や事業者の注意を喚起することに資するという意義があるということ を最初に述べております。

他方、「しかし」ということで、違反の疑いがあるにすぎないのに事業者名が公表されて有形無形の不利益を被るおそれがあるということ、それから、争う手段が確保されていないという問題があるということ を挙げております。それで、最後に違反抑止の観点から警告・公表は今後とも維持することが適当だけれども、独占禁止法制上、規定を整備して警告・公表の適正化を図ることが適当だと結んでおります。

35 ページにまいりまして、「その他」ということで 2 つ挙げております。最初は民事訴訟の関係ですが、民事訴訟につきましては被害者の救済に資するだけではなくて公正取引委員会の法執行を補完することになるので、民事訴訟の適切な活用を阻害する要因があればこれを除去することが必要である、差止請求訴訟制度について団体訴訟制度の導入、文書提出命令の特則の導入、差止請求訴訟の対象となる行為類型を不公正な取引方法から拡大すること、それから、「著しい損害」という要件の「著しい」を削除ということが挙げられた、それに対しては、差止請求訴訟というのは損害賠償よりも厳格な要件が求められるのではないかと、不公正な取引方法についても行為類型を更に広げる必要はないのではないかとという反論があったということ を述べております。

最後のところに、団体訴訟制度については消費者基本計画に基づいて検討が始まっているので、適切な結論を出すことが望まれるということ で結んでおります。

36 ページにまいりまして、公共調達の関係です。公共調達の関係については、本懇談会に与えられた直接の検討課題ではないけれども、違反が多いということについては憂慮すべき状況だということと、公共調達に係る入札談合を助長している要因を改善することが重要な課題であるということについては共通の認識があるということ をまず述べています。それで、最近官製談合防止法の改正等々の取り組みが行われているので、こうした取り組みを通じて公正・透明

な調達が行われる環境が早急に整備されることが望まれるということで結んでおります。

早口になりましたけれども、説明は以上でございます。

**塩野座長** どうもありがとうございました。

それでは、これから御審議を賜りますが、その前に私の方からコメントをさせていただきます。

今日お配りしてある報告書（案）でございますけれども、これは基本的には皆様方に事前に御説明したものと変わりはございません。ただ、一部、多少構成を変えたとか、てにをはについては変えたところがございます。その構成を変えたようなところ、あるいは内容的にわたるところがあれば、それは私から審議の過程で申し上げることにしたいと思っております。てにをはについては、一々こちらから申し上げません。

それから、この報告書の在り方でございますけれども、私としてはこの懇談会は32回くらいやっておりますので、できれば皆様方の大方の同意が得られるところは、結論として本懇談会はこういう結論に至ったということを書きまして、それを四角の中に入れる。しかし、それについてはいろいろな御意見もあり得ますので、多少これと違ったニュアンスの御意見あるいはまさに反対の御意見というものも、こういった見解もあったり、あるいはこういった御指摘もあったというふうな形で取り入れているものもございます。

ただ、それが全部に行き渡っているかどうか、はなはだ不本意なところもございますし、私の経験でこういった取りまとめの段階では時々申し上げることなんですけれども、これだけ各方面のそれぞれに違ったバックグラウンドをお持ちの方々がお集まりのときに、全会一致、全員一致でまとまったということはありませんか、そういう方が気持ちが悪いというのが私の率直なところでございます。

しかし、会を重ねるごとにだんだんに一つの方向にまとまるものはまとまるということになるのが適切ではないかと思っております。ということは、要するに忍び難きは忍んでいただきたいというのがまずお願いでございます。例えば、これを最初にごらんになったところで、消費者政策がこんなに短くなったのはいかがなものかということでございますけれども、これは内容的には変わっていないということで、非常に重要な御指摘をいただきまして、それは記録にきちんと残ってございますが、全体のバランスを考えるとこういうふうになるということで、消費者の方だけに忍べと言っているわけではございません。私自身も、随分忍び難きを忍んでいるところでございます。

しかし、自分としてはどうしてもここは納得できないというところは率直におっしゃっていただいて結構でございます。それをどういう形で取り入れる

かというのは最終的に整理をさせていただきたいと思っております。

そこで、最初に申しましたように、これでいきますと例えば10ページのところからそういうものが始まるわけでございますけれども、その中ほどのところで、本懇談会としてはこうだというのは全員一致でこうだということではないということは一応背景にあります。本懇談会としてはこういうことについて御反対の方も一応納得していただきたい。懇談会として取りまとめることについては納得していただきたいということでございます。

ただ、そのほかにいろいろな御議論もございまして、例えば11ページの中ほどの一本化方式のところでは、最後のところで「処罰の在り方には疑問があるとの指摘もあった」ということで、こういった重要な問題の指摘があったことについてはやはりこの報告書の中で取り上げた方がいいという判断がなされているところでございます。

それから、かなり微妙な表現としては14ページのところでございます。これは、現在の水準が低いか高いかということ、低いと見られるという形で一応整理はしておりますけれども、しかし、別の見解がなされているということは事実でございますので、そういう見解を14ページの初めから7、8行目の最初の段落の終わりのところにしております。

こういったところはほかにもこれから御議論のときにお気づきいただけるかと思っておりますけれども、見解もあつた。それは懇談会として全体としてこうだということではありませんが、重要な御指摘あるいは重要な御見解の披瀝があつたということはこういう形で拾っているということでございます。

そこで、今日の御議論なのですけれども、先ほど申しましたように、この四角の部分は本懇談会としては大体こういうことで大筋まとまっているということでございますので、ここでこれはまかりならぬということがあればおっしゃっていただきたいと思っております。それをどういうふうに整理するかは、この懇談会でお決めいただくことになると思っております。それから、てにをはの点はどうぞ御容赦いただきたいと思っております。実は、てにをはについては榎野委員に随分御迷惑をおかけして読みやすいように直していただきました。どうもありがとうございました。しかし、これは趣味の問題もございまして、自分としてはこういうてにをはは使いたくないと言われても、この場で議論するわけにはまありませんので、それは適宜文書でお出しいただければと思っております。

そこで、問題はむしろ内容的な点について自分の意見が十分に盛り込まれていないということであれば、それをおっしゃっていただき、それをどういうふうに取り上げるかはこの懇談会で整理をすることにしたいと思っております。

それで、今日はできれば を全部やりたいと思っておりますが、 を全部最初から一遍にやり出しますと議論が錯綜いたしますので、もしよろしければ順

を追って項目ごとについてはどうかということでございます。

まず1の「違反金と刑事罰の在り方」、ページ数で申しますと8ページから12ページのところまででございます。この箇所では先ほどちょっと申しましたが、皆様方にお配りしているのと違うところだけ1か所申しておきますと、9ページのところです。お配りしたものについてはハドソン事件が注にあったと思いますけれども、それが本文の方に上がってきた。これは非常に重要な判決なので、きちんと整理した方がよろしかろう。注で整理しないで上で整理した方がよろしかろうというふうなことです。これはもともと本文の方にあったものでございますので、元に戻したということでございます。

私の方から申し上げることは以上でございますが、今の会議の進行の仕方それ自体について御意見、御質問があれば承りますが、いかがでございましょうか。

では、佐野委員どうぞ。

**佐野委員** さっきの消費者政策のところ意見を上上げたいのですが、そこはまた場を設けていただけなのかですが。

**塩野座長** 場はあります。

では、諸石委員どうぞ。

**諸石委員** これをまとめていただくのに、大変御苦労いただいたことを感謝いたします。今、座長からお話いただきました趣旨も非常によくわかって、それを体した上で申し上げたいと思うのですが、随分と議論をいたしまして議論が深まってまいりましたけれども、その結果、議論が収れんするのかどうかということにつきましては、必ずしも収れんすることにならないところが多いのではないかという気がいたします。

事実の認識であるとか、あるいは論理必然的にこうなる。どちらが正しいかということがはっきりわかるものについてはこうだということであるべきだと思いますが、その価値判断とか、あるいは政策判断とか、そういうところにつきましては、これはもちろん最終的には立法府の問題で、それに対して我々は意見を言うわけでございますが、この委員会としては皆これに納得をしたと言うには、忍び難きは忍ぶといたしましても、そういう結論に納得したわけではないところがかかなりそれぞれの立場から残ろうかと思えます。その辺につきまして、1つはまとめ方として先ほど言いました事実の認識であるとか、論理必然的な話と価値判断というものの書き方を、できるだけこれについてはこういう判断をしたとか、その事実と判断とがわかりやすいといいますが、誤解を招かないといいますが、全体として御努力いただいたことはわかりますけれども、なおもう少しその辺のことができないか。

それから、こういう意見がある、こういう意見もあるという箇所と、こうい

う意見がある、こういう意見があるという箇所とがございます。その辺はいろいろと御配慮いただいたところだと思いますが、やはりそういう取りまとめについて必ずしも納得できないところがどうしても残ろうかと思えます。

こういう懇談会の性格として、結果的には全員一致になるはずはないというのはおっしゃったとおりだと思いますが、そうなりますと1つは書き方としてそういう意見があったし、そうでない意見もあったということ、例えばほとんど皆さんの意見がこういうことに収められたということについてはそう断定することでいいと思えますが、必ずしも基本的に意見が一致しないところについては、なるべくそういうことを反映したような整理をなおお願いできないか。それから、それでもなお意見が残る場合、かねがね座長からもそういうお話があったかと思えますが、個々の委員の補足意見といえますか、少数意見といえますか、そういうものを付けていただくことが可能なのか。

ただ、これが座長がいつもおっしゃっているように、少数意見の方が分量的に極めて多いというようなことでは困るということとはよくわかりますが、ある一定のボリュームの範囲でどうも自分としては全体がこうだというか、多数がこうであったということに異論を言うわけではないけれども、しかし、全部がそういうことで統一されているわけではないんだということの主だった論点については、そういう補足的な意見を別途に添付していただくようなことができないのだろうか。そんなことをお願いできればと思います。

**村上委員** 私は今のことは半分座長と同じ、半分諸石委員と同じ話で、全員一致ということはありませんのであって、多数の意見を得た見解が書かれているのは、それで当然だと思います。

ただ、そのときの少数意見の取扱いですが、少数意見でも1人か2人が賛成している少数意見と、私が特に不満があるのはこの間も申し上げましたように取消訴訟の扱いの話で、堅く見つくろってもこの4分の1で5人以上は賛成した案というのは、単純に結論がこうであったというよりは、大きな論点については第1選択、第2選択として書くというのが望ましいと思います。

ただ、そのこのところの分け方というのはきちんと選択肢として残すならば残すし、そのこのところは多数意見を正確に反映しているような書き回しというのは必要であろうという感じで、かなり強い意見として残ったし、かなり大勢の人間の賛同を得たものはそういう取扱いとすべきだし、本当に少数意見で何人かの意見が出たというのならまさしくそういう書き回しをすべきだ。そのこのところで、その書き回しのニュアンスだけは書いてもらった方が正確な懇談会の意見になるのではないかと思います。

**塩野座長** 少数意見でなかなか難しいのは、例えば村上さんの意見が少数意見として出てくると、私も反論したいところがいっぱい出てくるのですね。そ

れはここでは書けないという問題があるのです。少数意見は最後にお付けいたしますので。ですから、節度は心得ていただきたいということでございます。

それからもう一つは、学者の方は別なところで自分の意見を十分述べる機会がありますので、そこも節度を心得ていただきたいということがございます。

しかし、少数意見を付けるかどうかは懇談会での御判断でございますので、あと1、2回ばかりやって、最後の7日の折に、何日までに少数意見を書くということであれば書いていただきたいというふうに申しますか、あるいは19日の最終的な詰め段階のときにどうしてもここは少数意見ということであればお願いしたいということで、19日にお願いするか7日にお願いするか、これはまた考えさせていただきたいと思っております。

それから、最高裁の判決をごらんいただくとおわかりになると思いますが、8対7で少数意見を書かれたときにも少数意見は少数意見なのですね。8対7だから、7は多数だなんてだれも言わない話でございますして、そこで、それをどういうふうに扱うか、これから中身に入っていると御議論いただきます。

それから、諸石委員は非常に抑えた形でいろいろ発言していただいてありがとうございました。私の方から申しますと、バランスと、それから価値判断のところと、事実問題とをできるだけ書き分けて、判断にわたるところで別の御意見がある場合にはこういう見解もあったということできるだけ付けてきたつもりでございますけれども、余り見解もあった、見解もあったとすると、見解もあつたらけになって何を言っているのかわからないところがございますので、それは場合によっては私は後の方の意見として付記していただいた方がすっきりするのではないかとということで、多少そこは整理させていただいているということでございます。

それから、多数、少数の区別でございますけれども、これはなかなかこういう懇談会は難しいところがございまして、これは何も全国区に振り分けて人口配分したわけでも何でもございませぬ。どういうわけか、こういう形でお集まりいただいたということです。そうすると、8対7だからどうこうということではございませぬで、先ほど申しましたように忍び難きは忍んで、ここはこういう形で皆さん大体のところは、結論に納得ではなくて、この懇談会としてこういう形でまとめることについては御納得いただく。

しかし、それには自分は納得いかないという方は、どうぞ少数意見なり何なりで御発言をいただきたいという趣旨でございますので、あえて今まで私は挙手をして確実に数を勘定したことはいたしませんでした。多少挙手をさせていただいたこともございますけれども、大体の意見の分布というものを見て判断をして整理させていただいたという趣旨でございます。

ただ、これも懇談会の運営の仕方でございますので、これからは挙手をして

一々決めていった方がいいということであれば、私としては皆様方の御意見に従いたいと思っております。前振りが大分長くなりましたが、大体そういうことで中身に入ってよろしゅうございますか。

それでは、8ページから12ページのところまででございます。それぞれ御意見を準備していただいている方もおありかと思いますが、欠席の方でペーパーを出しておられる方はありますか。

**東出参事官** いただいている意見書は、今日お配りしているものがすべてでございます。

**塩野座長** 村上委員と石井委員ですね。村上委員はたくさんあるけれども、これを全部やるとまたあれですので、その時々に分けて。

**村上委員** できるだけ短くします。その論点のところで説明させてもらうようにしたいと思います。

**塩野座長** そこで、まず8ページから12ページまでのところで御意見を賜りたいと思います。それから、もちろん四角の中もですね。いかがでございましょうか。

**村上委員** 私が書いてあるもので今の8ページから12ページに関するところというのは、今、配っていただいた意見書の中では3ページの「違反金と刑事罰金の二重賦課」のところがちょうどその書き回しの中に当たっていると思いますので。

**塩野座長** これは調整の話ですね。ですから、それは調整のところでもう一度やってください。私は見ましたが、調整のところ議論した方がいいと思いますので。あなたは併科は認めているわけですから。

**村上委員** わかりました。では、そこは調整のところやらせていただきます。

**塩野座長** 全額調整論者でしょう。そのときに併科の趣旨が出てきますが、それはそのときに一緒にやってください。

では、諸石委員どうぞ。

**諸石委員** これは全体に通じることで、一番大事なここで一言申し上げたいと思います。欧米との比較と日本独自のということです。いろいろな御配慮をいただいていることは随所に出ているわけでございますが、どうも私から見ますと首尾一貫しないといえますか、例えば適正手続という辺りの議論としては、やはり日本の現状では、欧米ではこうだけれども、これは取れないのだと。一方で、例えば課徴金の水準だとか、あるいは一本化、二本化かというような辺りでは、課徴金の水準という問題につきましては欧米に比べて低いのだという御指摘です。

しかし、それから言いますと、日本の場合には一本ではない代わりにいろい

ろな行政手段を併用して効果を上げているのだという辺りの記載とありますが、その辺は単純に比較するのだったら比較したらいい。しかし、一方でいろいろな手段を駆使して、その全体として目的を達するということであるならば、やはりそういう観点がもう少し出てもいいのではないかと思います。

それから、併科をするためにはその性格を、片や反社会性、反道徳性に着目し、片や行政目的達成、違反抑止ということに振り分けるとしましたら、その必然的な帰結として反社会性、反道徳性を含まない行政目的達成のための手段としてのもののレベルがどうあるべきか。それは、もちろん行政比例の原則ということは触れておられるわけですが、前に私は例を出したことはありますけれども、日本のかつて起こった最大の事例である石油事件が今、仮に起こった場合、理論値としては課徴金の額が1兆円になるというか、そのようなマグニチュードということのを頭に置いた場合、行政目的というだけでそういう非難を含まないというものにそういうことまであっていいのだろうか。おのずから水準の方にもそれが跳ね返ってくるはずだと、そういうことを考えました。

**塩野座長** どうもありがとうございました。一般論としての外国法制の比較はなかなか難しいところなのですが、外国法もいろいろ勉強していただいているいろいろな示唆を受けましたけれども、結果としてこの懇談会の皆様の頭の中は日本法でできているというふうに理解をいたしまして、私もそこは忍び難きを忍んだところも若干ございます。

外国法の点はなかなか見れば一貫しないと、村田さんも時々そういうことをおっしゃるのですが、個別に見るとおやっと思えるところはあるのですが、全体を見ますと、日本法にいかにか定着させていくかということですが、外国法はそれなりの示唆を含むところがある。そういう整理ででき上がっておりまして、それが個別の制度のときに外国法が割合ストレートに出てきているところと、見たけれども全然採用してくれなかったということもありますね。併科方式などというものは一生懸命外国法をやったのですが、一向にといいいますか、多数意見は併科方式がいいという整理がありました。

そこでかなり割り切れたものですから、先ほどの水準のお話もそういうものとして併科方式の下での在り方としてできているところで、併科方式の下での水準というのはどういうものかというのはまた後でもう一度議論させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

では、村田委員どうぞ。

**村田委員** 今の外国との比較の部分につきまして、具体的にはこの資料の10ページから11ページにかけての「これに関連して」という文章も、事実として記載するというのであれば、「欧米諸外国においては、競争法違反行為に対し

て、行政法上の金銭的不利益処分と刑事罰を併科していない」ということだけを言い切っているのではないのでしょうか。それから、その次の段落では、わざわざ欧米でも「併科する制度を設けること自体ができない訳ではなく、こうした指摘は、我が国において併科方式を採用することが適当でないという論拠にはならない」というような形で書かれているわけですが、欧米は併科を採っていないという事実の記載だけでなくこのような形で「論拠にはならない」という評価と結論に結び付けるのであれば、もう少し積極的に、その理由も具体的な形で書いていただいた方がいいのではないかとということが1点でございます。

「論拠にはならない」と結論づけることについては、そこまでこの懇談会では議論できていなかったのではないのでしょうか。

**塩野座長** 今井委員が最初からかなりこの点を言うておられます。私も懇談会と、それからワーキンググループと両方で、特にアメリカは何度も出てきましたね。アメリカ自体は併科方式を採っているものもある。それで、ヨーロッパではどうかということは何度もお伺いしまして、それがこういうところに出ているということですから、ヨーロッパではこうだから日本も併科方式を採らなければならないということにはならないという、それだけの話です。

ほかの論点はありますか。

**村田委員** それから、10ページの真ん中の段落の「以上の判例、立法、学説」のところで、4行目から5行目にかけて、「二重処罰には当たらないという理解の下に、立法政策論としてこの問題を考えることとした」、ただし、どんな場合でも二重処罰に当たらないわけではなくて、「比例原則に留意する」必要があるとまとめられています。これは比例原則を逸脱した場合には二重処罰に当たるおそれがあり得るというニュアンスで、これはまさしくそういう議論があったと思うわけですが、同じ趣旨のことが例えばその次の段落、(2)の冒頭では、併科することが「憲法上の二重処罰には当たらないにしても」という形で言い切っておりますし、更には11ページの下から10行目では「刑罰と課徴金を併科することは憲法に違反するわけではないが」という形でどんどんそのトーンが強まって言い切ってしまうことになっておりますので、やはり比例原則の部分があるということをいずれの引用の場所においても同じトーンで明記していただきたいと思います。

**塩野座長** 括弧書きで一々、比例原則の適用があるが、と書くのですか。私はもしそういうことが書いてあったら、どんどん消していきます。

いろいろ御不満のところはわかりますし、そこは場合によって表現の問題とも考えられますので、それはこういうふうに直したらどうかということをお聞きいただけますでしょうか。それは受け止めますので。

**村田委員** はい、わかりました。

それからもう一点、10ページの真ん中の段落の3行目からは、道義的な非難を受けるのが刑事罰だけという趣旨に読み取れます。この点についてもこの懇談会の場でスティグマ効果とか感銘力というのは本当に刑事罰だけなのかどうかということでの議論があったかと思うのですが、今の10ページにしても、あるいは12ページの最初の のところにしても、レッテルを貼られる道義的非難というのはあくまでも刑事罰だけが対象になっているかの表現になっていますので、ここはもう少し、刑事罰以外にもあり得るといような形でのニュアンスを出していただくことはできませんでしょうか。

**塩野座長** ここは実は村田委員ではなくて増井委員がかねて何度も主張しておられるところで、増井委員は忍び難きを忍んで、しかし記録にはきちんと残りますので、ここは増井委員には一応我慢していただいたところですので、また火を付けないでいただきたいという気持ちがありますが、増井委員としては今のことはもっとおっしゃりたいと思っているでしょうけれども、ただ、一応最高の判例をこういうふうに整理しているのと、それから刑法学者の方の御意見も承ってこういうふうな整理をするということになっております。

ただ、理論的に申しますと、この辺は大変難しいところで、特に行政犯みたいなものがだんだん自然犯に近付いていくということもありますし、それからむしろ自然犯的なものをやめて行政制裁独自のものをつくろうという動きといえますか、考え方もあります。ドイツの制度もここで紹介していただきましたけれども、ああいう在り方も一つのモデルだとは思いますが、先ほどから申しておりますように日本法としては採らないという御意見としてまとまったものとして整理をしているところでございます。

では、どうぞ。

**諸石委員** 多分、村田委員がおっしゃりたかったことは、憲法違反かどうかという憲法違反でない。ただ、それまでに今、座長のおっしゃったいろいろなことが背景にあって、その最後に回すのだと。今度はその言葉が一人歩きをするといえますか、実際に例えば税法の場合でも併科があるけれども、それについてはいろいろ行政罰の方で謙抑的な運用なり制度設計がされているというふうなことも背景にあり、更に両方があるということによっておのずからそういう内在的な制約につながっていつているのだという辺りが、そこで割り切られて、後で念頭から去ってしまう読み方をされないかという危惧をおっしゃっているのではないかと思います。

**塩野座長** 私は念頭から去っていない、あるいは去らないようにでき上がっているというふうに思いますし、それからもう一つ、後の方で併科だけでも実際は行政の課徴金あるいは違反金の方でいくでしょう。だからということで、考慮要素についても多少の従来とは違った要素を入れているということもご

ざいます。

ただ、そういう御懸念につきましては、もし何か文章的な点で手当てができれば、それはしたいと思っておりますので、もし何かあれば御提案をいただきたいと思えます。どうもありがとうございました。そのほか、いかがですか。

もしよろしければ、また後に返ってもよろしゅうございますので、次に 12 ページから 16 ページのところでございますが、この辺につきましては……。

**村上委員** では、さっきの両者の金額調整の議論に入ってよろしいでしょうか。

**塩野座長** ちょっと待ってくださいね。今、私が整理しているところですので。

16 ページまでは、皆様方にお渡ししたものに対するてにをはの点はあるかもしれませぬけれども、内容的なことについて加えたものはございません。そこで、12 ページの「併科の場合の調整規定について」を残しておりました。どうも失礼しました。どうぞ。

**村上委員** 私は、憲法上の併科の問題はむしろ余り問題ないという見解であります。ただ、それと政策論としての違反金と刑事罰金の二重賦課を解消すべきかどうかというのは別問題であろうということで、この文案では一言だけ、「両者の金額調整は必ずしも必要でないと考えられる」としてありますが、確かにこの懇談会で、半額調整というのは何か中途半端で根拠があるのでしょうかという意見が強かったのはよく覚えております。ただ、全額併科というのと、全額調整というか、全額控除というものについて、私は意見が分かれていると認識しているので、ここは中立的に記述すべきであると考えます。

その理由を申し上げます。まず、私はこれは憲法上の問題ではなくて政策論、立法政策論であるからには選択肢の範囲というのは非常に広がる問題であると認識しております。それで、政策論として考えた場合、確かに刑事制裁と行政制裁が別物であるから二重に課して構わないというのは非常に強い意見です。ただ、一般の法原則としてはもう一つ、同一違反行為について二重に制裁を科すことは避けるべきであるという意見もやはり一般法原則としてはあるはずですが、私にはここは基本的に優劣は余りない2つの政策論だろうと考えています。

ただ、全額調整制というものには憲法上の問題、これは二重処罰の問題なのか、罪刑不均衡の問題なのか分かりませぬけれども、二重処罰の問題というものを全額控除してしまえばいずれにしてもなくなるのであって、これを解決するというメリットもありますし、それから将来的に裁量型行政制裁金という制裁性の強いものを入れるということになるならば、それすらますます2つ課してどうかという議論が出てくるわけです。

そういうわけで、将来的に裁量型行政制裁金の導入をスムーズにさせるというメリットが全額控除制にはあるわけなので、現行の半額控除制の法的枠組みをそのまま利用して全額控除制を採用して二重賦課は解消することが望ましいと考えております。

次に、今の併科との関係になります。法人への刑事罰と違反金の併科方式を認めるというのは、ここで議論していたのは当該法人へのスティグマ効果を発揮させるということと、捜査先との関係で法人を被疑者にしておくことで刑事捜査権を行使した事実解明を促進することにあるというのが主な理由だと思います。それから、ここまできたカルテル規制を弱めるようなメッセージは送りたいくないということです。そういう意味では、併科方式を採るからといって自動的に法人への金銭的ペナルティを重くしろという議論というのは一致させる必要はないのであって、カルテルへの併科方式を採ることと二重賦課を解消するということは政策的には何ら矛盾しないので、ここは政策的な、私はどちらにしろとまで書いていませんが、選択肢がもっと広くなるような書き回しにしてもらった方が、逆に併科制を採ることについても余り問題が将来生じない形になるのではないかと考えております。これが、この点の意見になります。

**塩野座長** どうもありがとうございました。今の点はいかがですか。この調整規定は余り評判がよくなかったものですから。

諸石委員、どうぞ。

**諸石委員** 調整規定が必ずしも必要でないということは、理論的には大方の御意見だったかと思えます。その場合に、これは村田委員から御紹介のあった、例えば消費税をとというのは、単に右から左に預かっているだけなのだから、それを入れるのは理論的におかしいのではないか。計算基礎にするのはおかしいのではないかという意見に対して、そうすると現状よりも下がることになる。だから不適當だという御意見が多かったように思います。

それから言いますと、このところで半額調整するということがいいかどうかは別にして、それを前提に前回の法改正のスキームができています。そうすると、これを変えるということはもしこの調整をやめるのであれば、そうすると全体の水準はどう考えるべきかという議論につながっていくはずのもので、水準を変更するという政策目的というか、方針の下に考えるのだったらこれはまた別ですが、現状との比較で考えるならば、もしこれを変えるならばそちらも変わるだろうとか、あるいはそれだったら現状の水準維持ということと関連づけて考えるのだったら消費税の問題も、これは理論的には多分課徴金の基礎になるようなものではないのだろうと思えます。その辺を考えますと、やはりこうやるといろいろと波及するところがあるなという感想でございます。

**塩野座長** このところは、私の理解では政策論ですということで割り切っ

ているところだろうと思います。ですから、ここでは制度論から言ったら両者の金額調整は必ずしも必要ではない。しかし、政策の場でいろいろとやり取りをしているところで何か起こるということについては、私の理解では、それはこの懇談会が責任を取るものではない。そこは責任を取りたくないということでございます。どちらにしてもですね。

そこは御意見があればどうぞ御意見として付け足していただきたいと思えます。それ自体はここで議論をしていませんので。

**村上委員** そこは政策論として割り切って、こちらで何を言っても立法で解決して構わないということの整理でよろしいですか。このニュアンスがどう受け取られるかというのを私は心配しているのですけれども。

**塩野座長** 国会で決めたものについて、それは憲法違反だということまでには言わないということです。もし国会で決めるとすればですね。この前の半額調整もそういう話ではなかったのでしょうか。

では、どうぞ。

**村田委員** 今の調整規定に関しまして、この場でも実際に証券取引法がなぜ全額調整をしているのかということのヒアリングも行ったわけですから、事実として実際にヒアリングもした関連情報を正しくお伝えするという事で、証券取引法については全額調整になっているということを注に明記していただきたいと思います。

**塩野座長** そこは事実の問題ですから、事務局と相談して整理させていただきます。どうもありがとうございました。よろしゅうございますか。

それでは、次のところに進ませていただきます。

村上委員から手が挙がりましたので、ではどうぞお願いします。

**村上委員** 14 ページで書いたのは、「カルテルに対する制裁水準」という意見書の2ページ目に書いたところであります。カルテルに対する違反抑止のための制裁水準をどう見るかというのは、やはり行政上の措置と、行政制裁金でも課徴金でも結構ですが、それと刑事罰、特に法人処罰だけではなく、個人処罰と一体として評価して各国の制度を比較検討する必要があると考えています。

近年カルテルの違反抑止のためにはむしろ個人に懲役、禁固刑を科す個人処罰が威力を発揮すると評価されていて、各国ともカルテルに対しては個人処罰を中心に刑事罰を強化して違反抑止を図っています。

それで、ここで書いてあるように、EUと日本の金額だけみてもいいのかということで、2ページの後ろから3行目でございますけれども、報告書素案では「違反金の水準は依然として低いとみられる」としているが、「低いという意見もある」という程度にした方がいいのではないか。というのは、日本の義務的課徴金制度の下で現行の10%、更に累犯を加えて15%という水準は欧米の力

ルテルに対する行政制裁金の水準と比べて低いか否かは明らかではない。特に前回の改正でいろいろ議論をしたところ、算定率が2けたに上がる、つまり10%になれば欧米と比べて全体としてはそれほど遜色のない違反抑止制度になるという認識の下で前回の改正を行っていますので、こういう評価でいいのではないかと思います。

それで、その次はずっと飛ばしていただいて、その最後の6行目くらいの「ただし」のところからですが、カルテルへの制裁レベルという点ではむしろ刑事罰、特に個人への懲役、禁固刑という個人処罰を含めて総合的に評価する必要があります。カルテルを根絶するためには今後刑事罰を活用すべきであり、個人へ実刑を科すことが決め手になるという意見も強いという話です。それで、先ほど公正取引委員会から説明がありましたように、確かに前回の改正で犯則調査権限を入れたのとリーニエンシー制度を入れたのはその意味で大きいので、それまでは大体刑事告発されるのは2年に1件くらいだった。それが今は先ほどのように年間で2件くらいの水準にはなっている。

そういう意味では、カルテルや談合の根絶をするためには、これから先、日本が目指すのは刑事罰を活用して刑事告発件数を増やし、個人処罰を重くすればいいわけです。それが本来の在り方であって、課徴金なり制裁金の水準をこれから少し上げたからどうこうという議論を直ちにする必要は特にはないのではないかと考えております。それが意見になります。

**塩野座長** どうもありがとうございました。低いと見られるかどうか、この辺はいろいろ御議論があると思います。

では、村田委員どうぞ。

**村田委員** 14ページの4行目に「違反金の水準は依然として低い」とありますが、この「依然として」という言葉は前後の文脈から見ればむしろ「諸外国と比べて」と修正していただいた方が適切ではないかと思います。

それから、この段落の最後で「国際水準との比較を視野に入れるべきと考えられる」とありますが、国際水準といっても具体的に何かグローバルスタンダード的な水準があるわけではないと思いますので、ここも「諸外国との比較を視野に入れるべき」という方が表現として適切なのではないかと思います。

**塩野座長** ただ、前の違反金の水準を諸外国というのは、やはり絶対に低いというようなニュアンスが非常に強かったことも事実ですので、ここは皆様方の御意見によりたいと思っておりますが、ただ、ここは先ほどからのお話で、これに対してということで違う意見もあったということはきちんと書いてあるつもりでございます。また、この水準論についてはこの懇談会の意見として重要な意味を持つのでしっかりと議論した方がいいという御指摘は前から伺っております。

では、どうぞ。

**諸石委員** 今のことと重なるかもしれませんが、前回これで適当であるという改正がされた。不満足だったかどうかは知りませんが、そういうことで、それが立法事実としてなお不十分であるということが検証されているわけではないと思いますし、それからしますとやはり諸外国との比較で、諸外国との比較というと1つでやるのか、たくさんでやるのかということのを頭に置いた比較であるべきだと、先ほど申しましたことを付け加えさせていただきます。

**塩野座長** ここはどうでしょうか。ほかの方の御意見も伺ってみたいと思います。

では、石井委員どうぞ。

**石井委員** 前回の改正で引き上げられたということから考えて、十分抑止力は効果があったのではないかと考えております。特に企業の利益率等から考えますと、10%あるいは中小企業は6%というのはかなり重い課徴金だと思いますので、それで十分だと思います。

それから、14 ページの5行目で「現行の課徴金において設けられている業種・規模による軽減算定率は合理的な根拠がないのではないか」という見解が述べられております。これに対しまして意見を申しあげますと、日本においては大企業と中小企業の間には企業規模などの点で格差があることは明らかであり、下請とか系列という組織的な関係もございます。

このようなことから考えますと、規模による軽減算定率に合理的な根拠がないというのはおかしいのではないかと。つまり、規模によっていろいろな事情が絡んでいる。また、先ほど申し上げましたように、大企業に比べて中小企業の利益率は悪いことから判断しても課徴金の差があるのは当然ではないか。

それから、影響力という面から申しまして、企業規模が小さいところは市場全体に与える影響が非常に小さいですから、そこで何らかの軽減というものを考えられるのは当然ではないかと思っておりますので、その辺りをこの文章に加味していただければありがたいと思っております。以上でございます。

**塩野座長** 御意見として承って、うまく入るかどうか検討させていただきますが、ここのところの趣旨は、石井委員の御主張も前提としながら、しかし懇談会ではこういう意見もあったということは付け加えておきたいという趣旨だとまず理解をしていただきたいと思っております。ここの趣旨はそういう意見もあったということで非常に弱く書いてありますので。

**石井委員** 十分それはわきまえておりますので、今日提出させていただいたレポートにある文章を少し付け加えていただければありがたいと思っております。

**塩野座長** 考えさせていただきます。どうもありがとうございました。ほかにどうぞ。

よろしゅうございますか。考慮要素は随分議論をしまして、忍び難きを浜田委員は忍んでいただいたということですし、こういう形にまとめさせていただきました。どうもありがとうございます。また御意見があればいつでも戻ります。

そこで、次に3の「私的独占(排除型) 不公正な取引方法を違反金の対象とするかどうかについての検討」、これはページ数で申しますと16ページから20ページのところになります。この点につきまして皆様にお配りしているものとちょっと違うのは、19ページの中ほどに「さらに、不公正な取引方法については」ガイドライン云々というものがございます。これは、かねてこの懇談会でも論点として意見が出ていたものでございますので、この報告書(案)の御説明の段階でもこういった意見を言ったはずであるがというような御指摘もございましたので、ここを付け加えたということでございます。それ以外につきましては、大きな変更はございません。これにつきまして、また同じように御自由に御議論をいただきたいと思えます。

どうぞ。戻りますか。

**村田委員** すみません。考慮要素のところ、1点御質問をさせていただきたいのですが、15ページの2つ目の段落の真ん中のところで、「違反行為者の悪質性の評価は刑事罰に委ねる」ということになっているかと思うのですが、下の具体的な考慮要素のイの のところで、「違反事案において主導的役割を果たしていたこと」というのは悪質性ではなくて違反抑止効果ということだけで見るということなのでしょうか。

それから、これも先ほど諸石委員から少し出ておりますように、16ページの「なお」という段落で始まるところで「結論に至った」とありますが、例えば右側の私的独占の2つ目の「なお」で始まる段落の最後のように「何々という見解もあった」という形で、加減算要素とすべきという意見があったことを明記するための具体的な提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。

**塩野座長** これは本当に慎重に議論を重ねてこうなったので、もし付けなければ、少数意見で書いてください。

**村上委員** 16ページから入ってよろしいでしょうか。

**塩野座長** どうぞ。

**村上委員** 意見書の1と2ですが、これは私は余り議論するつもりではないので、できる限り正確に書いてもらいたいというくらいの趣旨です。

1つは「裁量権」の問題で、座長からはくどいと言われるかもわかりませんが、やはりこれは沿革のある議論で、今まで課徴金というのは創設当時から憲法上の二重処罰との兼ね合いから行政庁が付与するか否かとか、制裁金額についての裁量を持つことができないということが最初からあって、こうい

う非常に大きな議論になってきているのだらうと思います。

そうすると、本懇談会の最大のテーマというか、名前がどうであれ行政庁に裁量権を賦課するか否かの裁量を付与するということと、それから行政庁に制裁金額の決定において裁量権を付与するという違反金制度が憲法その他、日本の法制上許されるのか。更には、政策上そのような制度を採用することが望ましいかというのは、かなり大きなテーマになると思います。

それから、万一、一般行政庁はだめであっても、公取委のような準司法機関と言われる専門行政機関にはそういうことを許してもいいのか。その辺が今すぐの議論にはならないと思いますが、将来の制度設計に当たっては一番議論になると思います。

それから、この懇談会みたいに2年間にわたって議論する機会というのはそんなにあるものではないので、ある程度そこについては将来のことについても方向性は明確に示してもらった方がありがたいというのが個人的な希望です。

そこで、この書き回しをいろいろ見ていますと、裁量権の賦課の有無のことについては「違反金納付を命じるか否かについて裁量を公正取引委員会に与えることも考えられる」という書き回しです。その他いろいろ書かれていますけれども、そこでこれは法制上許されるとした上、立法政策的にも非常にあり得るというふうに受け取られる書き回しにはなっていますが、まずそういう理解でよろしいかどうか。

もう一つが、制裁金額の裁量については「関連商品等売上額に算定率を乗じて得た額とすることが適当と考えられる」として一応確定金額方式を提案しているけれども、これは法制上金額について裁量を持たせることは許されるが、現時点では政策的に裁量性を持たせないものが望ましいという理解でよろしいのか。その辺のところは、何回読んでみても言っているようで言っていないような、もう一つはっきり書き回しがしていないという印象なので、そこをきちんと書き回しができるならば、ある程度明確に書いてもらった方が将来の制度設計のときにはありがたいということです。それから、2番目も正確を期すというだけの話ですけれども、私的独占（排除型）を制裁金の対象にしてはどうかという形で書いてあります。そこで、私的独占（排除型）は「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ことを要件としており、その侵害の程度を踏まえれば違反金の対象とすることが適当であると考えられるというふうに書き回してございます。この理由で私的独占（排除型）を違反金の対象行為とするのであれば、カルテル以外の不当な取引制限及び私的独占（支配型）に「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ことを要件とする違反行為すべてを違反金の対象とするというのが今の独禁法の解釈上、正しい理解ではないかと思っています。

というのは、次に書いてありますが、現行法上、義務的課徴金、現行課徴金の対象行為というのは法律の7条の2の1項に書いてある行為であって、いわゆる不当な取引制限のうちカルテルに該当する行為に限られています。それから、私的独占（支配型）に該当する行為のうち現行課徴金の対象になっているものも、やはりカルテルに該当する行為をさせる行為に限られる。これが法文の読み方になります。

したがって、厳密に条文を読んでいきますと、不当な取引制限に該当する行為のうち、行為類型としての共同の取引拒絶とか、それから共同研究開発、情報交換活動、これはガイドラインで不当な取引制限に該当することもあり得ると公取委が示している類型ですけれども、これなどは不当な取引制限に該当するとしても義務的課徴金の対象行為にはならないということになります。

それから、同様に私的独占（支配型）に該当すると、これは既にされている行為のうち有名な事件、東洋製罐事件とか野田醤油事件の行為は義務的課徴金の対象にはならないという形なので、要するにこういう理由でいくなれば現行の義務的課徴金の対象行為はカルテルと一致しているのであるから、むしろ一定の取引分野における競争を実質的制限することを要件とする行為を違反金の対象にするならば、それは不当な取引制限、私的独占すべてを対象とすると明記するのが、もしこれから先に制度設計をやるならばそこが議論になると思いますので、それが正しいのではないか。

もっと端的に言いますと、実体法については区分けをするのが不当な取引制限と私的独占（支配型）というのが一方で、私的独占（排除型）がもう一方という形の二分論でこのペーパーは書かれていますけれども、厳密に区別する場合にはカルテルが一方の端で、もう一方はそれ以外の3条違反行為という、その2つに分けて整理するのが本来、独禁法の厳正な解釈という意味では正しいのではないか。これは単純に正確をどの程度期してこの懇談会報告書を書くかという問題になりますけれども、そちらの方が正確な書き直しになるのではないか。その点だけです。

**塩野座長** どうもありがとうございました。

どうぞ、増井委員。

**増井委員** 16ページの囲みの後段、不公正な取引方法を違反金の対象とするかという点と、それに関連して19ページの2行目以下に記載してある「対象とすべきである。」という立場からの意見についての検討をお願いできればと思って発言させていただきます。

まず、最初に16ページの囲みの後段の方です。ここは、違反金の対象とすることの適否について、「行為類型、算定方法等について、政策的、技術的見地も踏まえて、結論を得ることを期待する」ということになっております。しかし、

この結論は、私の記憶しているところでは、この懇談会の大勢とは違っていると思います。つまり、従前は、不公正な取引方法については違反金の対象としないという意見が大半を占めていた記憶があります。また、ここで「政策的、技術的見地も踏まえて、結論を得ることを期待する」ということで、いわば投げられたボールをもう一度立法府に投げ返すということでもいいのだろうか。しかも、この結論は、これまでの懇談会の大勢と違って、唐突に出てきたのではないか。

その結論を支える根拠として、19 ページの上から 2 行目に 、 、 が挙げられているのですが、これらはいずれもその根拠になり得ないのではないかと思いますので、その理由を述べたいと思います

まず 19 ページの上から 4 行目の の最後の方ですが、ここに書いてあることは、「市場における競争上の弊害が実際に生じる」だから、不公正な取引方法を違反金の対象とすべきであるということです。しかし、例えば不当な取引制限の場合ですと、「公共の利益に反して競争の実質的な制限をする。」というレベルに達して初めて課徴金を課すことになっている。そのレベルと 19 ページの後段に書いてある「市場における競争上の弊害が実質的に生じる」というレベルを比べてみますと、これは、もう少し程度の低いもの、つまり「公共の利益に反して競争の実質的な制限をする。」にまでは達しないものについても課徴金を課するという考え方になっている。

もしそうだとすると、それは不当な取引制限の場合であっても、私的独占の場合であっても、同じように違反金の対象にしなければならないということになり、ほかの種類の違反金の対象も拡張しなければならないのかということになってしまう。それでいいのか、というのが についての感想です。

について言いますと、 の方法は、ここで議論をしているのは不公正な取引方法を違反金の対象とすべきかどうかということです。ところが、ここでは、私的独占によって違反行為を抑止できないから、不公正な取引方法に課徴金を課さなければならないといているわけです。それは根拠になり得ない。つまり、ここでは、 に書いてある「市場における競争上の弊害が実際に生じる」、そして、それに対しては課徴金をかける必要がある、ということを前提として、こういう不公正な取引方法については私的独占では網を掛けられないから不公正な取引方法に該当するものとして、課徴金を課するという論拠になっている。これも論理としておかしい。

それから ですが、要件が明確だということで、過度の萎縮効果をもたらすものでないという指摘があります。しかし、なぜ要件が明確であると言えるのかがはっきりしない。要件が明確でないという立場からは、法律の文言ないし要件自体、問題があるだろうということを言っているわけですが、それに対す

る反論がどういう根拠からなるものか、わかりにくい。更に萎縮効果をもたらすものではないということですが、萎縮効果があるからこそ、この懇談会でヒアリングをした石油連合会ですとか、チェーンストア協会ですとか、あるいは中小企業団体中央会から、課徴金を課することについて積極的な意見が述べられていた。このような実態に照らしても、は根拠に乏しい。

以上の点に加えて、唐突に不公正な取引方法については結局立法府にボールを投げ返すという結論を出すことにも問題がある。さらに、不公正な取引方法の一部を取り出して違反金の対象にすることとし、その対象についての検討が19ページのイについてされているわけですけれども、これでよろしいのかどうか。従前の懇談会での皆さんの総意もそれとは違っていたように思いますから、この部分はもっと議論をしていただいた方がいいのではないかと思います。以上です。

**塩野座長** どうもありがとうございました。今、御提案がありましたので、どうぞ御議論いただきたいと思います。

**村上委員** 増井委員の後に続けて、関連する話をよろしいでしょうか。増井委員の意見は、仮にテーマが今の不公正な取引方法をそのまま制裁金の対象にしているかどうかという議論であれば、私はむしろそのとおりだと思います。何度も言っているように、今のまま不公正な取引方法にできるかという議論はそのとおりだろうと思います。

それで、もう一つ付け加えれば、私は告示による指定方式であるものを違反金の対象とすることが、罪刑法定主義の原則から許されることができるか。ペーパーから抜けているのは、仮に優越的地位の濫用であろうと、ぎまんの顧客誘引であろうと、課けるという議論というのは今のままというものを前提にしていけないので、きちんと法定化するというとおかしいですが、不公正な取引方法から法律に抜き出して、そのときには「おそれ」という言葉も削るのだと思います。「おそれ」という言葉は今の一般指定の条項のどこにもありませんから、確かに抜き出せば自然に「おそれ」という言葉はなくなるのであって、それを前提にしてその2つを制裁金の対象にしたらどうかという議論だと思います。

私は、その抜き出して法定化したらできるという部分が抜けているのでそういう議論が出るので、今のままできるかといったら本当に難しいという議論でいいのだろうと思っています。

**増井委員** 私は、本来は不公正な取引方法についても課徴金を課すということについてもう少し根本的に考え直すという考え方もあり得ると思っています。しかし、現在の独占禁止法の体系とこの懇談会の限られた時間を考えますと、この見直し作業はいわば独占禁止法の不公正な取引方法のみならず不当な取引制限、私的独占といった3本柱全体について根本的に見直すことになるし、法

体系をいじることになる。しかし、現時点において、それは難しいだろうということが前提になっています。したがって、可能性としては不公正な取引方法についての検討もする余地はあると思うのです。

しかし、これらの点を前提とし、かつ、この懇談会において不公正な取引方法を違反金の対象とする方向については消極という意見に聴くべき部分が多くあったと思いますし、私もその意見に与したいということです。

**塩野座長** 村田委員、どうぞ。

**村田委員** 私も増井先生が今おっしゃったことと全く同じように感じておりました。排除型の私的独占については違反金の対象とすることが適当だというのが多数の意見だったと思いますが、不公正な取引方法についてはそこまで今の段階でやる必要はないのではないかという意見の方が大勢を占めていたように理解しておりますので、今ここに書かれている表現は今までの議論からすれば書き過ぎではないかと受け止めております。

特に 19 ページのイのぎまんの顧客誘引、優越的地位の濫用について「違反金を賦課することによる抑止の必要性が高いと考えられる」という点については、単に、そういう意見もあったという程度に過ぎないのではないかと思いますし、ぎまんの顧客誘引で始まる次の段落の最後も、景表法上の不当表示を「違反金の対象とする」という対応も考えられる」ということだけでまとめられているわけですが、挙証責任の転換であるとか、今の都道府県知事の対応の迅速化によって規制強化が期待できるということも意見として私の方から何度か申し上げておりますので、そういう点にもぜひ触れていただきたいと思います。

**塩野座長** どうぞ、山本委員。

**山本委員** 19 ページの下から 2 番目でございます。この 19 ページの文章全体はすんなりと理解できるわけでございますけれども、「法的措置がなく」というふうにありますので、これはお調べいただきたいのですが、ホリディマジック事件という昭和 50 年 6 月 13 日の勧告審決、これはいかがなものでしょうか。ちょっと気になりましたので指摘をさせていただきます。

**東出参事官** では、事務局から申し上げます。昭和 57 年の一般指定の改正のときに、ぎまんの顧客誘引という見出しが初めて付いたものですので、法的措置がないという意味は厳密にはそれ以降の話ということで、おっしゃるとおり一般指定の改正前にも不当な利益で顧客誘引をするというような類型はありまして、ホリディマジックについてはそちらの方が適用法条になっていたと思いますので、多分に技術的な話で恐縮なのですが、言葉の問題、定義の問題の整理ということで御理解いただければと思います。

**山本委員** 理解しました。

**村上委員** 最後に 1 つよろしいですか。意見書で私が書いたのは 4 ページか

らで、今日のテーマでは最後になると思いますが、「その他」で書いた中の1つはここに書いてあるように、国会答弁とかこの懇談会でも指摘されたように不公正な取引方法をそのまま制裁金の対象にできない理由として、告示による指定方式であるために罪刑法定主義の原則から許されないということを明記すべきである。これが多分、さっきの増井委員のそもそも論につながっているのので、では抜き出せばどうかということですよ。

それから、もう1行だけ特に付けたのは、ぎまんの顧客誘引とともに、もう一項、現行で不当な利益による顧客誘引と2つありまして、これをどうこうするという議論はしなかったのでもぎまんの顧客誘引のままずっと1つできたと思うのですが、不当な利益による顧客誘引とぎまんの顧客誘引というのは関連し合っていて、区別できない感じで法適用していますので、そういう意味で顧客誘引として一体として取り上げるべきだろう。そして、一体として取り上げた場合には過去に適用事例がないということがございますが、さっきのホリディマジックその他、既に適用した事例はあるというのが解釈になろうかと思えます。

**塩野座長** ありがとうございます。

石井委員、どうぞ。

**石井委員** 別の意見でよろしいですか。先ほど座長から、19ページの12行に追加された文章ですね。「さらに」以降の部分ですが、私はガイドラインの作成というのはとても大事であり、これが一つの方向性を決めるものだと思っております。そして、更に付け加えていただきたいのですが、私が今日提出したレポートの1ページの下から3行目を読ませていただきます。

「不公正な取引方法については、まずは違反行為の機動的な認定、排除が行政によって迅速かつ的確になされることが必要不可欠であり、規制対象行為の特定と明確化を行う特殊指定を活用して、真に実効性が上がる公正競争の確保のため、工夫と努力をすることが重要である」ということを加えていただければありがたいと思っております。以上です。

**塩野座長** とにかくこういった御意見の開陳があったことはよく承りましたので、うまく入るかどうかは検討させていただきます。ほかにいかがでしょうか。

**金子座長代理** 1点だけよろしいですか。19ページが問題になっていますけれども、19ページの上の方というのはその下のイのところのぎまんの顧客誘引、優越的地位の濫用、その辺りと関係づけて書かれていると思います。そして、ぎまんの顧客誘引については消費者の方々からかなり強く主張がなされ、そして優越的地位の濫用については中小企業の関係から非常に強く主張がなされたと私は理解しております。

ぎまんの顧客誘引の方は、特に消費者の選択を惑わす。消費者が正しく、あ

るいは適正に選択をすることを妨げるということで、市場の機能を歪曲する、あるいは市場が正常に機能することを妨げる。その点で、私は非常に問題のある行為だと思います。消費者が正しい選択ができてこそ初めて市場が適正に、円滑に機能する。それを確保するという意味がある。

それから、優越的地位の濫用の問題は、一部は支配行為として規制の対象になるだろう。しかしながら、私的独占の前提になる市場支配力の形成ということ必ずしも前提としない。ある程度市場において力を持つ。個別的な取引における力の相対関係ではなくて、ある市場において市場を支配するだけの力まではいっていないけれども、かなりの力を形成している。それが中小企業あるいは取引の相手方である下請事業者であるとか、あるいは中小企業に対して影響力を及ぼす。

これは松井委員が言われていましたようにどこに萎縮効果をもたらすのかというと、むしろこういう行為が行われることによって中小企業の事業活動の萎縮効果をもたらす。これが規制されることによって、力を持っている企業の方の萎縮効果が一体生ずるのかどうかというと、私はそちらの方の萎縮効果を問題にするよりは中小企業、優越的地位の濫用を受ける方の側の萎縮効果の方が、より重要視されるべきであろう。

そういう点から言うと、ぎまんの顧客誘引の問題と優越的地位の濫用の問題はやはり課徴金の対象にする可能性があり得るだろう。そういう点を理解しておく必要がある。政策的にはこれは国会の議論に任せるという結論になっていますので、私はその点はそういう形で理解していいのではないかと、一言だけ付け加えさせていただきます。

**塩野座長** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

**増井委員** 今の金子委員のお話ですが、ぎまんの顧客誘引について必要性が高いということに比重があったと思いますし、それから優越的地位の濫用もある程度の市場に対する影響という点を重視しているわけです。しかし、問題は、それだけで決まることかどうか、もっと幅広く検討をいただきたいというのが私の言っている趣旨です。確かに、ぎまんの顧客誘引については課徴金の対象にするという必要性があるということ自体は、チェーンストア協会等からのヒアリング等にも出ていたわけです。

しかし、それを法律として立法する際には、そのほかの点から見ても問題がないか、という検討が必要で、そういう総合的な判断が必要だろうし、後の方の優越的地位の濫用も、先ほど言ったように、この類型だけいわばレベルの低い形のものであっても違反金の対象にすれば、他の不当な取引制限等の場合にも同じようなレベルのものを放っておいていいのかという議論になってくる。

私は、そういう論理としても、法体系としても一貫しない提言を簡単に採用

しないで、この懇談会でいろいろな検討を加えた上で意見を出してほしいと頼まれたものと理解していますから、立法府に政策的な問題があるからといって投げ返すというような形の報告書の結論がいいのか。そして、それがこの委員の皆さん方のこれまでの議論と平仄が合っているのかということこそを問題にしたい。その議論をいただきたいと思っています。

**金子座長代理** 今、程度の問題というふうに言われましたけれども、競争を実質的に制限する私的独占、不当な取引制限、それから不公正な取引方法というものは、競争に与える影響を考えた場合に単に程度の問題ということではなくて、マーケットの中で、マーケットにおける構造に影響を与えるのが私的独占であり、不当な取引制限ですね。

それに対して不公正な取引方法というのはまさに取引方法、それから競争のやり方の手段の問題です。そういう意味で、競争との関係で考えて、単に競争に与える程度の問題、不公正な取引方法に課徴金をかければ不当な取引制限とか、それから私的独占というよりもそれ以下の問題についても取り扱わなければならないというような問題ではないんですね。ですから、マーケットにおいてそれぞれ3つの行為がどういう形で関係しているのかということを理解しなければいけない。

その点では、前回経済学者の方に話を伺ったときに、マーケットの質といいましたか、競争の質という話が出ましたけれども、まさに立体的な形で構造に関わる部分と、それからどのレベルで競争をさせるかというレベルの問題、そういう問題がある。その辺りも御理解していただきたいと思います。

**増井委員** 今の点ですが、そもそも私的独占とか、不当な取引制限については、先ほどちょっと省略して言ったのかもしれませんが、「公共の利益に反して一定の取引分野における競争を実質的に制限する。」ということが定義規定になっています。独占禁止法を研究される方がそれをどう理解するかは別として、法律としてはそういう「公共の利益に反して競争を実質的に制限する。」というレベルに達して初めて課徴金を課するということになっている。それと先ほど言ったように「市場における競争上の弊害が実際に生じることがある。」ということには相当な開きがある。後者の程度のものであれば、これはかなりのものが包含されるのでしょ。

結局、不公正な取引方法という概念自体もはっきりしないし、そのような低いレベルでもいいから課徴金の対象にするというのはちょっと無茶な話ではないでしょうか。むしろ、委員の皆さんのお話にも出ていましたが、不公正な取引方法の中にはいわば商取引として許される範囲というのがやはりある、不当販売を取り上げてみても、自由競争の範囲であり、消費者の利益になる部分もある。したがって、そういうことも考えて、ほかとのつり合いをよく勘案して

お決めいただきたい。

私は、先ほど言いましたように不公正な取引方法は課徴金の対象にすべきでないという意見ですけれども、それは私個人の意見で、この懇談会としての結論を決めていただければと思います。

**塩野座長** どうぞ、浜田委員。

**浜田委員** 私は、一般論としてこの部分についていろいろボールを投げられたものをそのまま投げ返すだけの報告書を書くよりは、もう少しこちらの方の意見を示した方がいいという増井委員の御意見に賛成です。そしてまた、不公正な取引方法一般について、やはりここで積極的に踏み込むのは控えた方がいいのではないかということについても、増井委員と同意見でございます。

しかし、それとは別に、ぎまんの顧客誘引、優越的地位の濫用についてはやはりもう少し踏み込んで違反金の対象とすることも考えるべきではないかという方向で議論をしてきたのではないかと思いますし、その点に絞った形でもう少し積極的に踏み込んでどうかという書き方をするのがよいと私個人は思います。

**塩野座長** ありがとうございます。

大分御意見が出ましたが、この点はこの懇談会と、それからワーキンググループでの議論と、それから今ここに持ち上がっているものをどういうふうに整理するかというのはなかなか難しい問題でございますけれども、ワーキンググループに委託したときには、この不公正な取引方法のことについてできるかどうか考えてみてくださいという依頼だったというふうに私は思っております。本来、これはやるべきではないけれども、しょうがないから少し頭の体操を試みようという話ではないというふうに理解しております。もしそうであるとすると、ワーキンググループであれほどの時間をかけてやったことについて、私はワーキンググループの方々に大変申し訳ないと思っております。

大体において委託を受けた方は一生懸命になるんですね。だから、いいかげんにやってこいという話では私はないと思いました。そこで相当徹底的に議論をさせていただき、その結果をここに持ってきたということでございます。

そのときも、また別に多数、少数ということで明確なものを採っているわけではありませんが、今日は根岸委員は御欠席ですけれども、この不公正な取引方法については萎縮効果ということもありますし、それから体系上の問題もあるということで、独占禁止法の御専門の方からそういう意見もありましたが、根岸委員も含めていろいろ議論をした結果、こういう形になったということでございます。

そこで、どういうふうにしたらいいかということですが、ここは私の理解では国会からの付託、それから消費者の方からの強い御意見もありますの

で、とにかく考えてみたところをさらけ出そうではないかということだと思います。そして、考えてみたところ、どちらかに決めるわけにはどうもいかなかったということです。そこで、これは国会にお返しする以外にはないということなのですけれども、問題はどの程度の深みで深掘りができたかという点の御指摘はあろうかと思います。その点で、増井委員からは踏み込んだ形での報告書に至らないではないかという御指摘だと思います。

19ページの書き方の問題については、もう少し検討させていただきたいということなのですが、我々のやってきた検討結果をどういうふうにお返しするかなので、これは国会ですぐやるわけではなくてまたどこかでいろいろ議論するんでしょうけれども、そのときの一種の検討資料ということになるのだらうと思います。

そこで、検討資料としてももう少し付け加えるものがあるならば、それはどうぞおっしゃっていただくということですし、また先ほど増井委員の御指摘のように、検討資料としてもは自分としてはよくわからないという御指摘があればいただきたいと思います。

そこで、検討資料として、あるいは論点整理でもいいのですけれども、論点整理として返すほどにもなっていないということかどうかという問題です。その点については、浜田委員の方からは、多少してあるではないかということもございました。そのときに、返す仕方として、不公正な取引方法については違反金の対象とすべきではないという議論でまとめれば、それはそれでいいのですけれども、それだったら何もこの検討資料を出す必要はないわけですね。

ですから、出す以上はこういう形で検討をしてきました。それについては、なおいろいろな問題がありますので深く検討してください。我々の付託はこれで一応勉強はしましたということではないかというふうには私は思っておりまして、そのときの書きぶりとしてももう少しニュアンスを付けるかどうか。ここはパラで出ていますけれども、ただ、読んでいくとどうもなかなか難しいなということはわかるようになってきているのですね。非常にこれはハードルが高い。ワーキンググループでも、このハードルは非常に高いということは何度も話したところでございますし、また仮に受け止めたとしても景表法との関係、下請法等々の法律との関係もありましたので、そう簡単にいくものではないということでございます。

ただ、1点、増井委員と私はかなり違うのは、体系のことをおっしゃいましたけれども、これは何度も根岸委員に「これはドグマティッシュな体系であるか」というふうにお伺いしましたら、ドグマティッシュな体系ではない。たまたま日本でこういうふうになっているということだ。それから、これも村上委員に何度もお伺いしましたが、不公正な取引方法というのは、たまたま日本で

戦後の過程でこういうものができてきて、それを前提にして教科書が書かれているだけであって、ドグマティッシュな問題ではないということで、それならば私の余り関与していない経済法の分野にでもドクマティークそれ自体を侵すものではないということでこういう形になっているということでございます。

そこで、ここはどうしますか。西田委員、どうぞ。

**西田委員** 私はこの案で結構だと思えますし、浜田委員の御見解はまさにそういう流れになっている案だと思います。ですから、最終的には難しいけれども、ぎまんの顧客誘引と優越的地位の濫用については懇談会としてはこういう考え方を採りました。こういう議論をしました。かつ、それをもし取り出すとすれば法令としてという部分で、私はそこまで法令上、何らかの限定を設けることという、これは違反金の算定賦課のところですけども、そういう文章があるということで、このまま告示のレベルでいいというふうな意見として私は受け取ってはいないので、その部分がもう少しはっきり出ればよろしいのではないかと思います。

**塩野座長** 榎野委員、どうぞ。

**榎野委員** 私も基本的にはこの書きぶりでもいいと思うのです。不公正な取引方法については基本的には両論併記ですよというような形ですね。

ただ、更にその中身において、ぎまんの取引と優越的地位の濫用については特に議論がありましたということであれば、むしろこの箱の中にそういう言葉を入れた方がすっきりするのかなという感じが私はしました。ただ、すぐ適用しようという感じにはならないような、修辭的な文言はあった方がいいのかなという気はします。

**塩野座長** どうもいろいろ御指摘をありがとうございました。考えさせていただきますが、ここの括弧の中に入れてしまうと、やるのかなということできり立つ人が両方から出てくるところがありまして、そこは榎野委員の御意見も伺いながら最終的に判断させていただきたいと思えます。

そこで、確かに増井委員のところについては独禁法の目的規定との関係もあって、これは経済学の人が基本的には考えたフレーズでございますので、そこは法律的な形で考え直すことはあり得ると思えます。決して低いハードルをわざと設けたという趣旨では私はないと理解をしております。

**増井委員** 私としては、要するに一つの法律の中でちぐはぐな対応があってはならない。それでは国民を困惑させるので、そういう立法はまずいだろうという頭があるわけです。

そういう前提に立ちますと、この に書いてある「市場における競争上の弊害が実際に生じる」ということと、現在課徴金の対象になっている「公共の利益に反して一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とことがどうい

う関係に立つのかということが必ず問題になる。そして、その場合に、それでは実質的にこれまで課徴金を課している私的独占と不当な取引制限とに平仄を合わせて定義規定を設けるとすると、いろいろな問題が生じてくる、そのようなちぐはぐな対応をしないようにしてほしい。

そしてまた、それと関連して言いますと、先ほど榎野委員の言われたぎまんの顧客誘引と優越的地位の濫用という2つだけがなぜ取り出されて、この2つだけについて手当てをしなければならないという結論に至ったのか。これは、私の記憶ではこの懇談会で議論されていないと思います。少なくともそのような類型の取り出し方ということについては、まだまだ相当議論をしなければいけないところなのだろう。そういう意見をお持ちの方もいらっしゃることはもちろん認めます。しかし、その意見がこの懇談会の意見として理解され困みのところに入るということになると、ちょっと私は理解し難いということをつけ加えておきたいと思います。

**塩野座長** 私も、ちぐはぐではいけないと思います。私は何度も言っておりますように、抜き書き、切り出しをしたときにはもう切り出されたわけですから、それはほかの子どもたちと同じように扱わなければならない。一人だけ優遇するわけにはいかないということだと思えます。

あとは、なぜ2つか、ほかにもいろいろあるじゃないかということで、村上さん辺りはほかにもいろいろあるでしょうが、それをいろいろ言い出すときりがないので。

**村上委員** 一言だけよろしいですか。独占禁止法の体系についてほかにもいろいろな問題があるというのは増井委員と全く同じです。ただ、今それをここで議論して決着をつけるような問題かということ、それはそもそも射程の範囲外であるから、そこは難しいのだという座長の整理だと思えます。それで、2つだけとりあえずという整理になっているのだと思えます。

**塩野座長** これも時々私は申し上げていることですがけれども、いろいろな悪いこと、あるいは非難すべきことがあるときに、その全部に網を掛けてしまうのがいいのか。それとも、いろいろな要望があったときにそれを抜き出して、やはりそれはいけないものだということを明確にしていくのがいいのか。私は、むしろ後者の方がこれからの世の中にはいいのではないかと。国会はそういうものに対して機敏に対応していかなければならないので、最初から大風呂敷を掲げて全体の規制をかけるというよりはその方がいいのではないかと考えているところもございます。

ただ、このこのところの点はそういうことで、このハードルを下げたわけではないという理解でございますので、その点はよろしくお願いいたします。

それから、告示とか法令の点は西田さんの御意見ももっともだし、私もそう

思うのですけれども、それは一種の法制的な話でして、ここでは余りまだ議論していないのですが、告示という法形式をどういうふうに見るかというのは公正取引委員会の独立行政委員会の規則制定権をどの程度見るかという根本の問題がある。それから、同時に日本法としてそこはかなりまとまっているものがあるのですね。

そこで、告示ではだめでこれは法律あるいは法律マターであるというときにはそれなりの議論をする必要がありますので、私も告示よりは法律の方がいいとは思っておりますけれども、もし仮にこれが法律化の問題になったときに、この場の意見が告示はだめだよ、法律でなければいかぬということにどの程度重きを置くのか、私はちょっと自信がないところがございますので余り言っていないわけですが、ここは言わずもがなのところですから、法律マターではないか。切り出すわけですから、そういうふうには理解しております。どうもありがとうございました。

大分時間がたちました。最後のところで……。

**村田委員** 最後に行く前に、17ページの排除型の私的独占の最初の段落の部分に、注で事実として書き加えていただきたいのですが、前回の法改正のときに、排除型は対象にしないで支配型の私的独占だけを課徴金の対象にしたことの理由について、確かこれまでも国会答弁等について紹介されていたと思いますので、その部分を注に書き加えていただきたいということが1点です。

それから、今の2つ目の段落のところの3行目で「区別が難しい場合があり、事業活動の萎縮をもたらさないような制度・運用とすべきである」とありますが、事業活動の萎縮に入る前に、「予測可能性の観点から要件の明確化など、事業活動の萎縮をもたらさないような制度・運用」という形で書いていただいた方が、今後、要件を具体的に検討するために、それが前提なのだということからはっきりわかるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

それからもう一点、18ページのウ「違反金の算定方法等について」の3行目で、排除型の私的独占について「関連商品等売上高に算定率を乗じて得た額とすることが適当」とありますが、排除型の私的独占の場合にこの方式がいいというところまで、懇談会のこれまでの議論で十分コンセンサスが得られていたかどうかという、私の記憶では適当というところまで言い切ってしまうのかどうか疑問が残りますので、御検討をお願いいたします。

**塩野座長** 「適当」を取るかどうかという言葉だと思えます。「ことが考えられる」とするかどうか。

どうもありがとうございました。皆様方をお願いでございますが、12時半までというふうにお約束しておりますけれども、実は次回に御欠席の方がおられます。そして、非常に重要な問題でございますので、次回のテーマについて実

はこういうことを言いたかったのだという方につきましてペーパーでお出しただけのもいいのですけれども、やはり肉声の方が迫力があるということもありますので、もし御意見があればそれを承りたいということと、それから今日は残りのものが1つ、違反金と損害賠償がございますので、これを両方こなしたいと思います。その意味で、12時45分までもしできればお時間をいただきたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、21ページの「違反金と損害賠償等との関係」でございます。この点につきましては浜田委員にかねてからいろいろ御主張があったところでございますけれども、一応こういう形で収めさせていただきましたが、何か御意見があればどうぞ。

**浜田委員** 次回は欠席させていただきましてすみません。後半の部分については私としましてはこれで結構でございますが、21ページの「違反金と損害賠償等との関係」につきましてだけ一言申し上げさせていただきたいと思います。

この点は個人的には残念に思われるところですが、余り多くの方の御支持が得られませんでしたので一人だけ反対意見を書くというわけにもいかないかとも思っております。また減算要素のところでも議論してきたこととも関連するわけですが、そこでもこの点に触れない形でこの案ができていることを、私もそういうものとして受け止めさせていただきますが、1点お願いしたいことがあります。21ページの下から3行目には「違反行為による不当利得等を被害者に代わって徴収するものではないことから」と書かれていますが、せめてこの部分だけでも削っていただけないかと思えます。

つまり、違反金については、それを取り上げた場合に、もしも本来の被害者がいるのであれば、被害者の方に配った方がいいのだという考え方は十二分にあり得るところであり、アメリカなどではそういう発想法に基づいていろいろな制度ができています。私はアメリカ的な制度をそのままここに導入するというのではなくて、運用しやすいような制度としてそのような発想法の一部だけでも生かしたらと思ひまして少し御提案したのですが、今回は見送るという話になりました。しかし、そういう考え方をここで一切否定することもないように思われますので、そのような否定的な表現をここに残しておくよりは、ない方がましなのではないかという気がいたします。

それから、その前のパラグラフのところでは、「当然に調整が必要ということにはならない」と書かれているわけでございますけれども、このように多くの方が判断された理由は、減算要素的に扱うとなると裁量的な判断ということになり、その点が現実問題としては難しからうというのが理由であったと理解しておりますが、それでよろしゅうございますか。そうだとすると、その辺りの理由も書き込んでいただいたら丁寧になるかとは思いますが、以上です。

**塩野座長** その点はいかがですか。今の後半部分の点ですが。

では、御意見として承って、また事務局とも考えてみたいと思います。どうもありがとうございました。ほかに何かこの21ページでございませうか。

**村田委員** 四角で囲った部分の下の行の4行目ですが、「監督官庁による監督処分」ということで、前回の中間報告のときには括弧書きで「営業停止命令等」という言葉があったように思いますが、最終報告でも明記していただいた方がわかりやすいのではないかと思いますので、括弧で付け加えていただいた方がいいのではないかとということが1点です。

それから、これも以前から申し上げておりますが、発注官庁の関与が疑われる場合に、その発注官庁の不当利得返還請求、損害賠償請求等を認めるべきでないという意見があったということを書き加えていただければと思います。

**塩野座長** そういうふうにできますかね。ちょっと考えてみてください。やはりここはある程度の人バックアップがないと、村田さんの単独意見ですと……。

それでは、次回のアナウンスをお願いいたします。

**別府次長** 次回でございませうけれども、今週の木曜日、午前9時半ということでもた早い時間帯でございませう。場所は、こちらの3階ではなくて5階の方の特別会議室でございませうので、よろしくをお願いいたします。

**塩野座長** よろしくをお願いいたします。

では、増井委員が御欠席ということですから、増井委員からお願いいたします。

**増井委員** 私は欠席をしますので一言だけ。私は、先ほど公取委の方から報告があったように、実際に十数ページにわたって実例があったように警告・公表という34ページの問題は非常に実務上は大きな問題で、しかも非常に微妙な問題だと思ひます。

そういうことがありますので、まず1つは前に申し上げたのですが、警告そのものと、警告の公表というものはやはりきちんと分けて書いていただかないと、しかも警告自体は行政手続法にある限りでは何の問題も私はないと思ひていますが、公表の方に問題がある。そこを詰めた形で整理をして、できれば最後のところの「警告の主体、要件、形式、意見聴取等」について何かうまい例示等ができれば御勘案いただきたい。それだけ意見として申し上げておきたいと思ひます。

**塩野座長** 2つのものは別物だということは私もよく理解しております。

これで本当に終わりになります。どうも失礼をいたしました。どうもありがとうございました。

(了)